

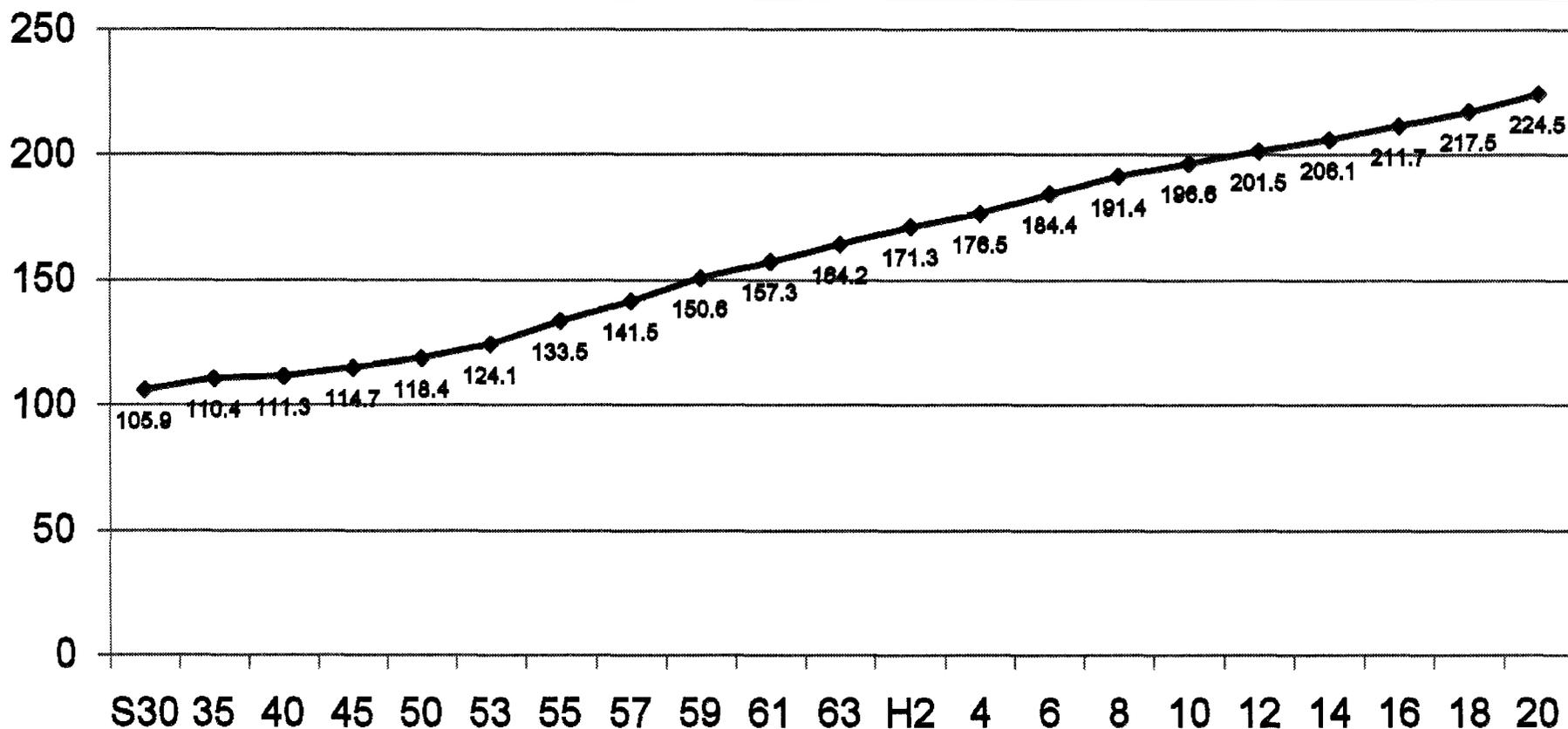
資料 (Ⅱ)

総務課

1. 医師確保対策について

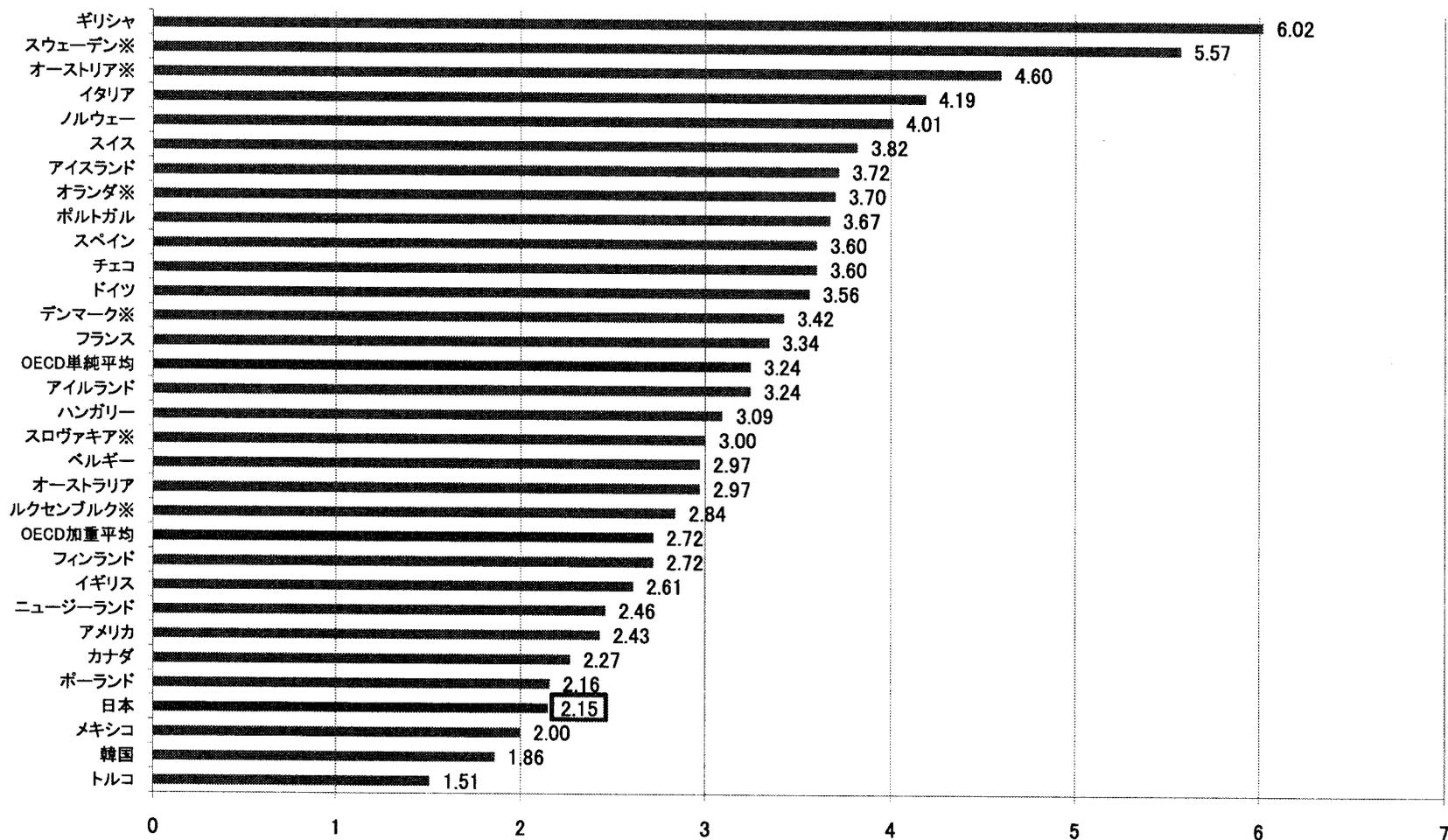
人口10万対医師数の年次推移

○ 近年、医師国家試験の合格者は毎年7,600～7,700人程度であり、死亡等を除いても、医師数は、毎年3,500～4,500人程度増加。
(医師数) 平成10年 24.9万人 → 平成20年 28.7万人 (注) 従事医師数は、27.2万人



(出典)医師・歯科医師・薬剤師調査

人口1000人当たり臨床医数の国際比較(2008年(平成20年))



※は2007年

注1 単純平均とは、各国の人口当たり医師数の合計を国数で割った数のこと。

注2 加重平均とは、全医師数を全人口で割った数のこと。

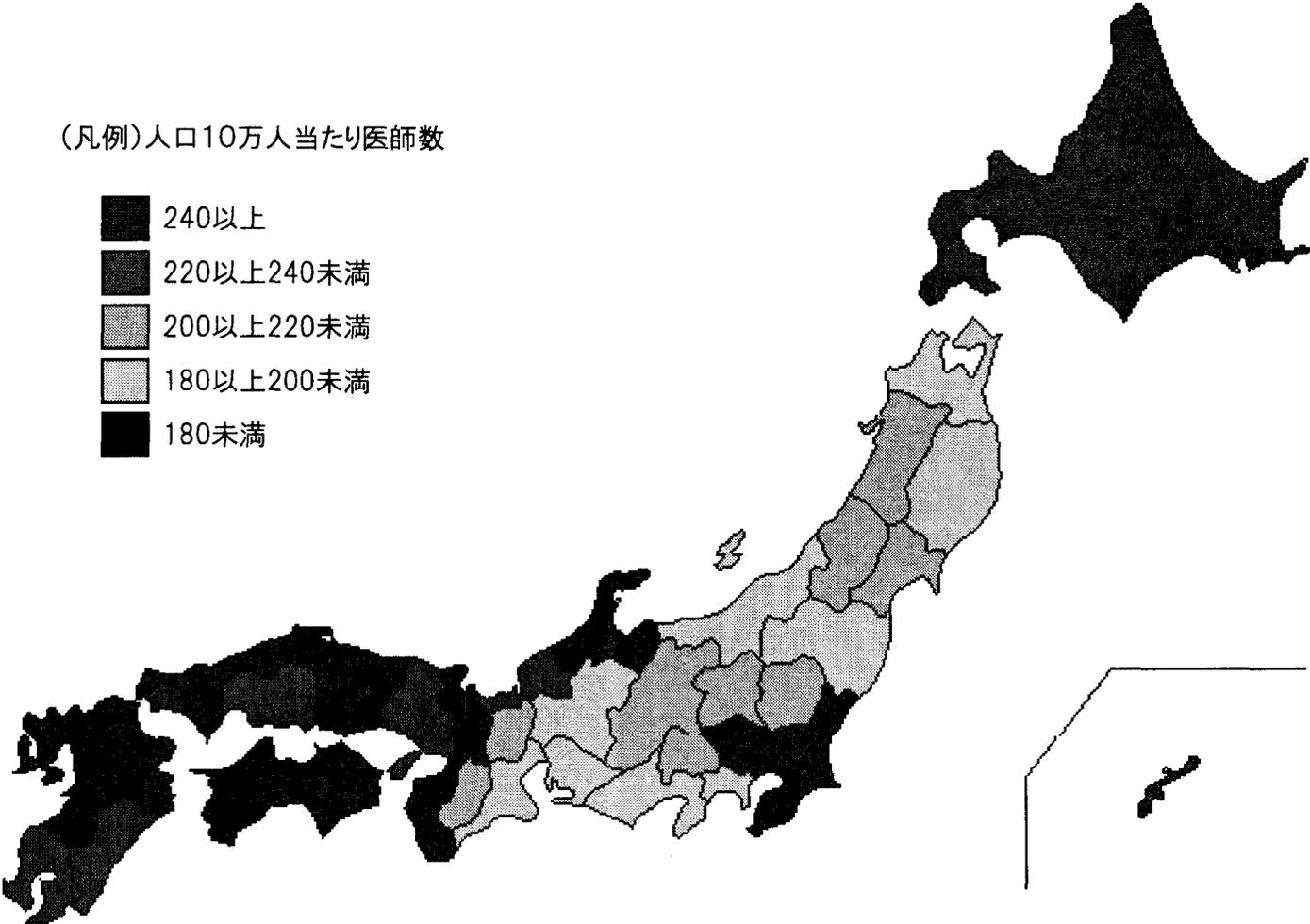
注3 カナダ・フランス・ギリシャ・イタリア・トルコは現職医師数を、アイルランド・オランダ・ポルトガル・スウェーデンは総医師数を用いている。

OECD Health Data2010より

人口10万人当たり医師数の分布(平成20年)

(凡例)人口10万人当たり医師数

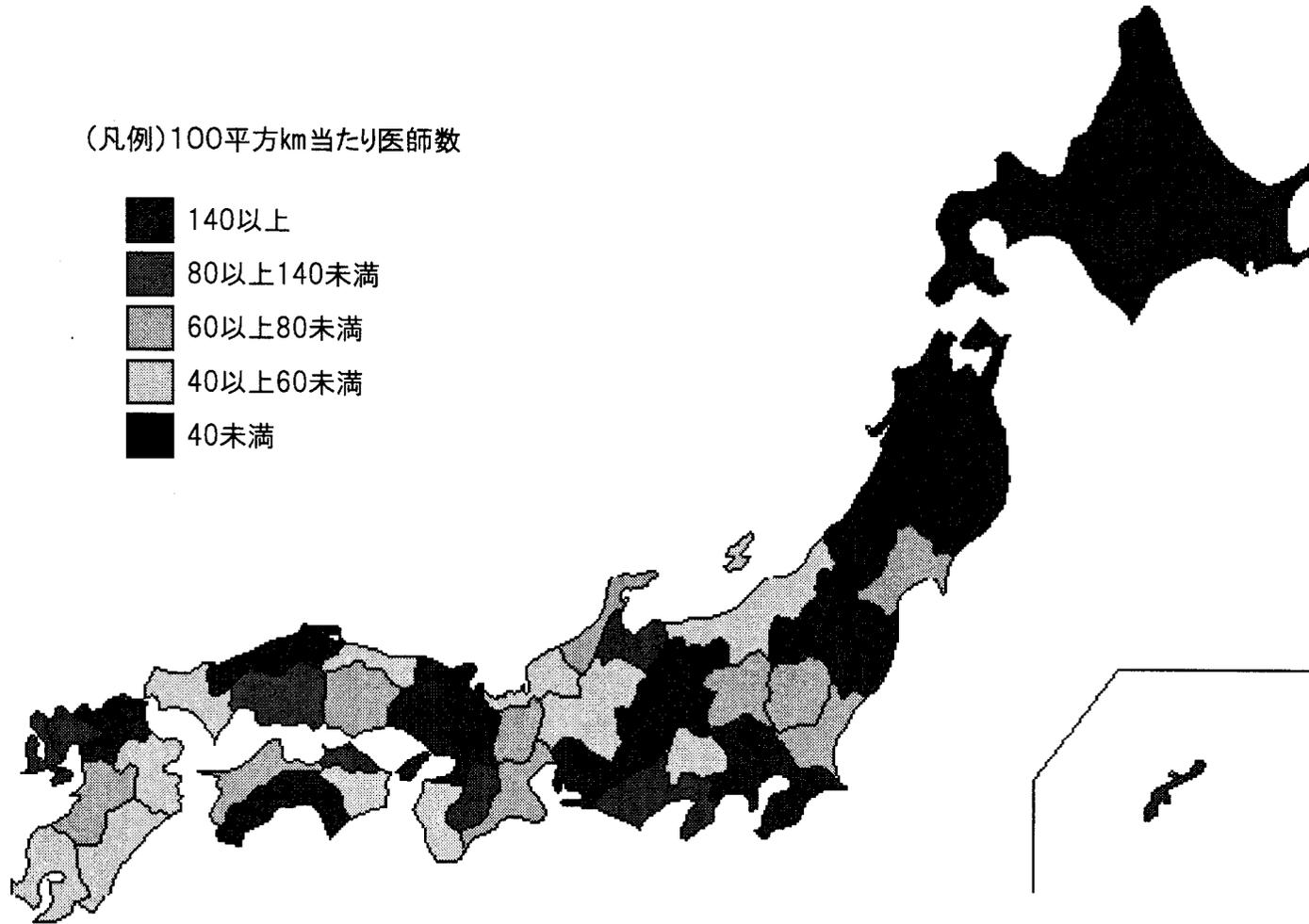
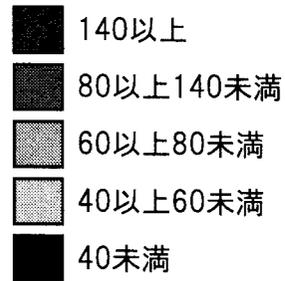
- 240以上
- 220以上240未満
- 200以上220未満
- 180以上200未満
- 180未満



(出典)医師・歯科医師・薬剤師調査

100平方km当たり医師数の分布(平成20年)

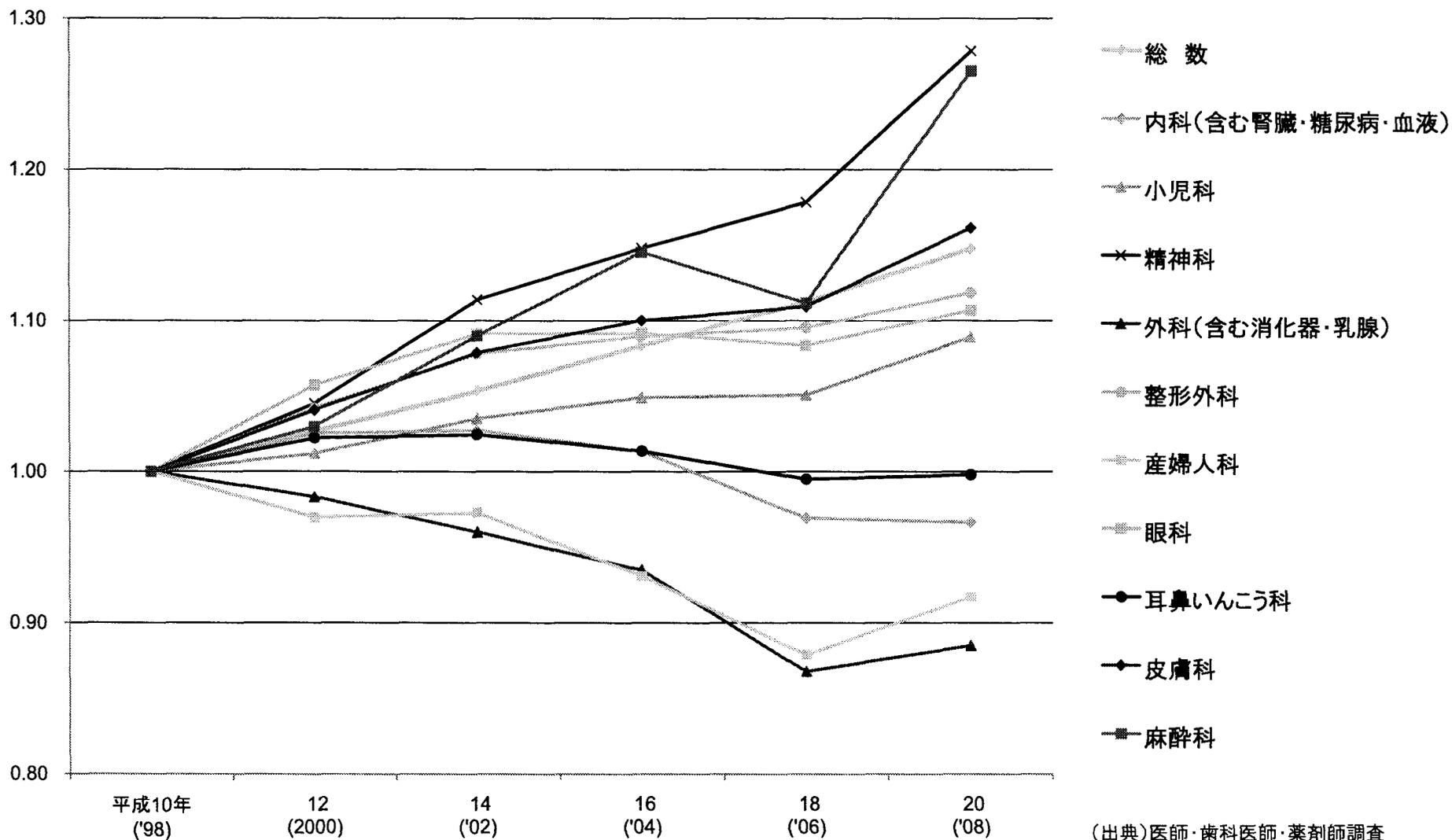
(凡例)100平方km当たり医師数



(出典)医師・歯科医師・薬剤師調査

診療科別医師数の推移(平成10年を1.0とした場合)

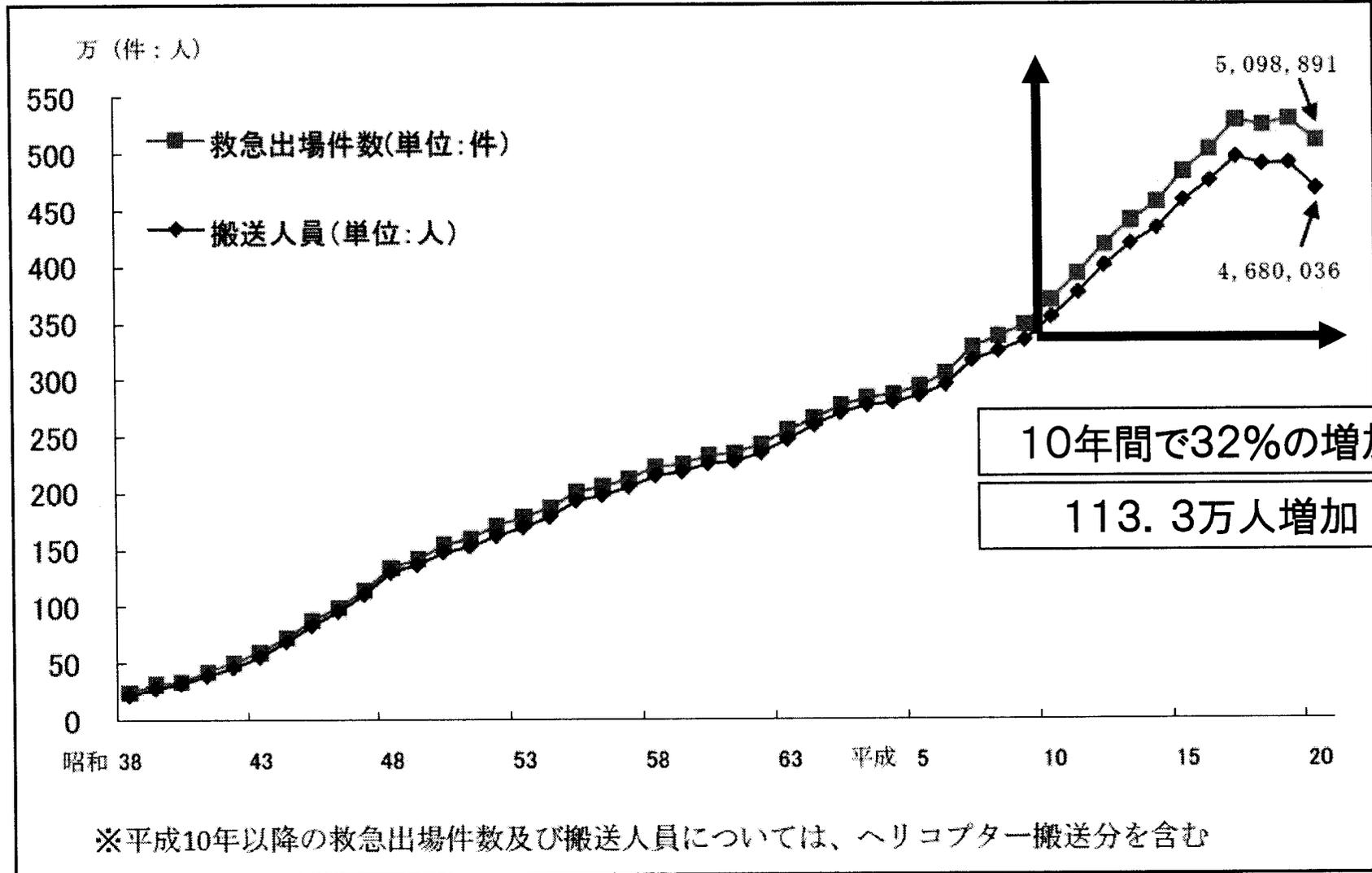
- 多くの診療科で増加傾向。
- 外科、産婦人科は減少傾向にあったが、平成20年に増加に転じた。



(出典)医師・歯科医師・薬剤師調査

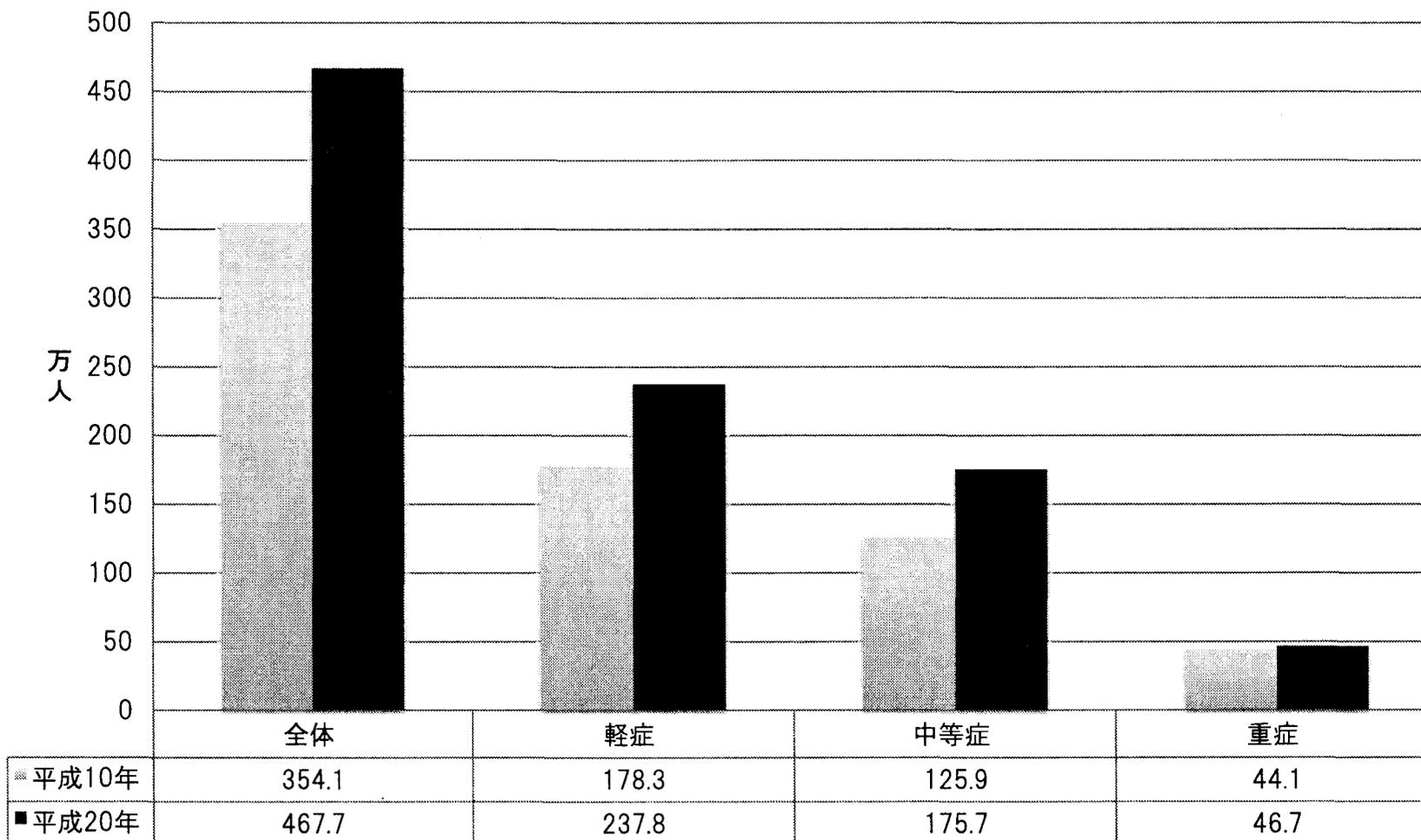
救急出動件数及び搬送人員の推移

○ 救急出動件数及び搬送人員数ともに、10年間で急増。



過去10年間の急病による救急搬送人員の変化(重症度別)

○ 10年間の変化はほぼ、軽症者・中等症者の搬送人員増によるものである。

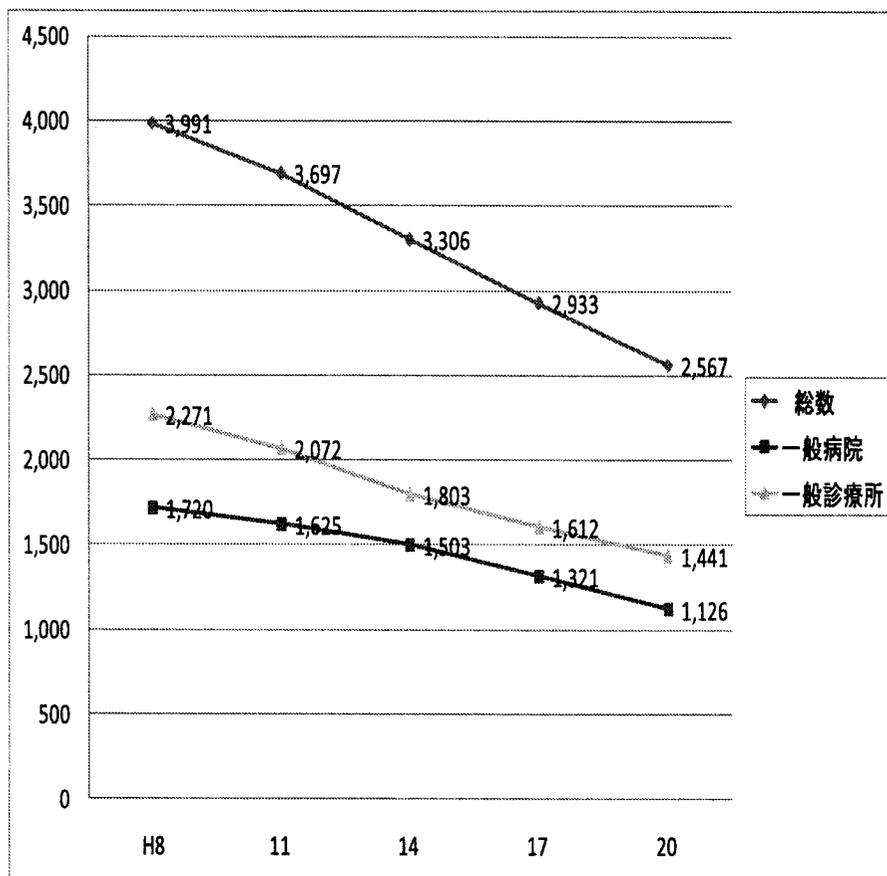


「救急・救助の現況」(総務省消防庁)のデータを基に分析したもの

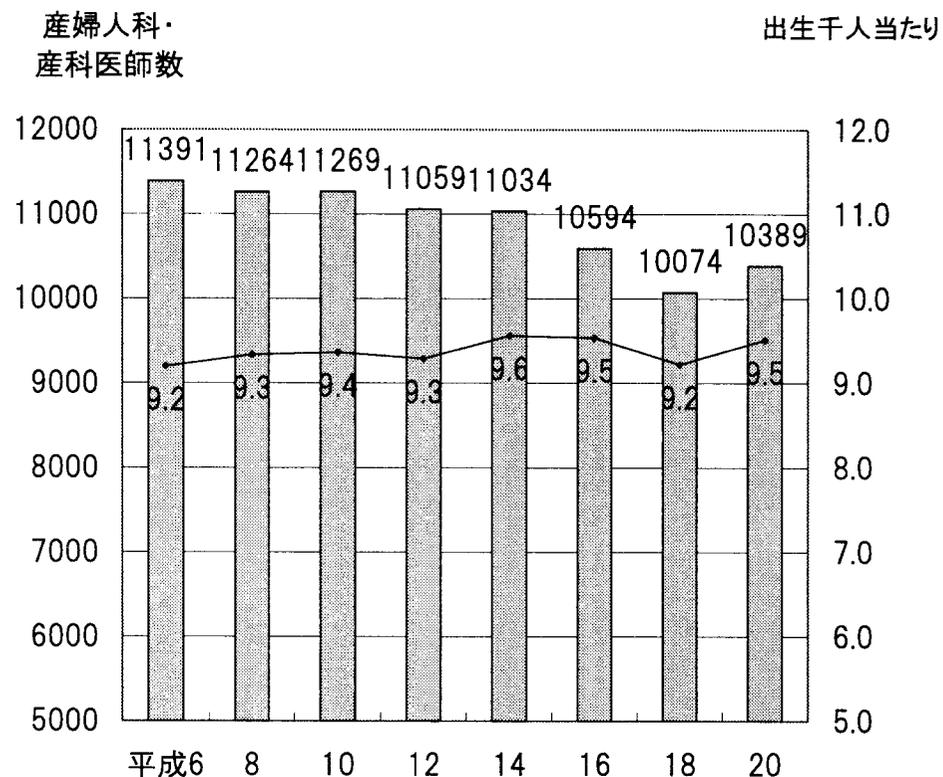
産婦人科・産科医及び分娩取り扱い施設の推移

産婦人科医数及び分娩の取り扱い施設及び産婦人科・産科医数はともに減少しているが、出生数の減少に伴い、出生数当たりの産婦人科・産科医数はほぼ横ばいで推移。

分娩取り扱い施設の推移



産婦人科・産科医数の推移 出生千人当たり産婦人科・産科医師数

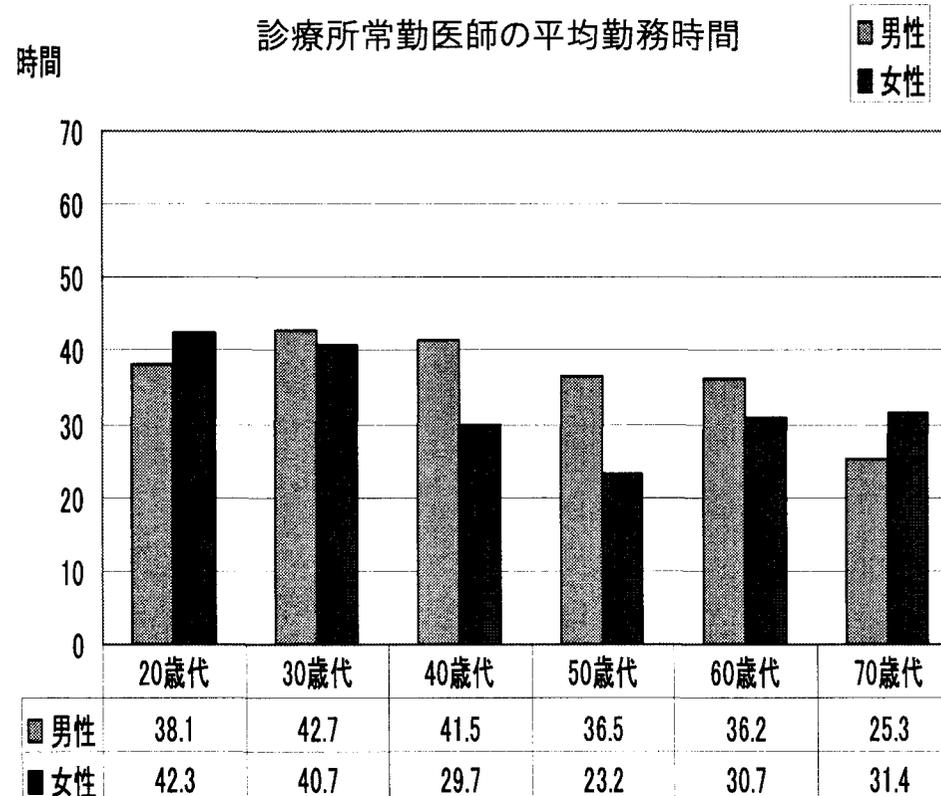
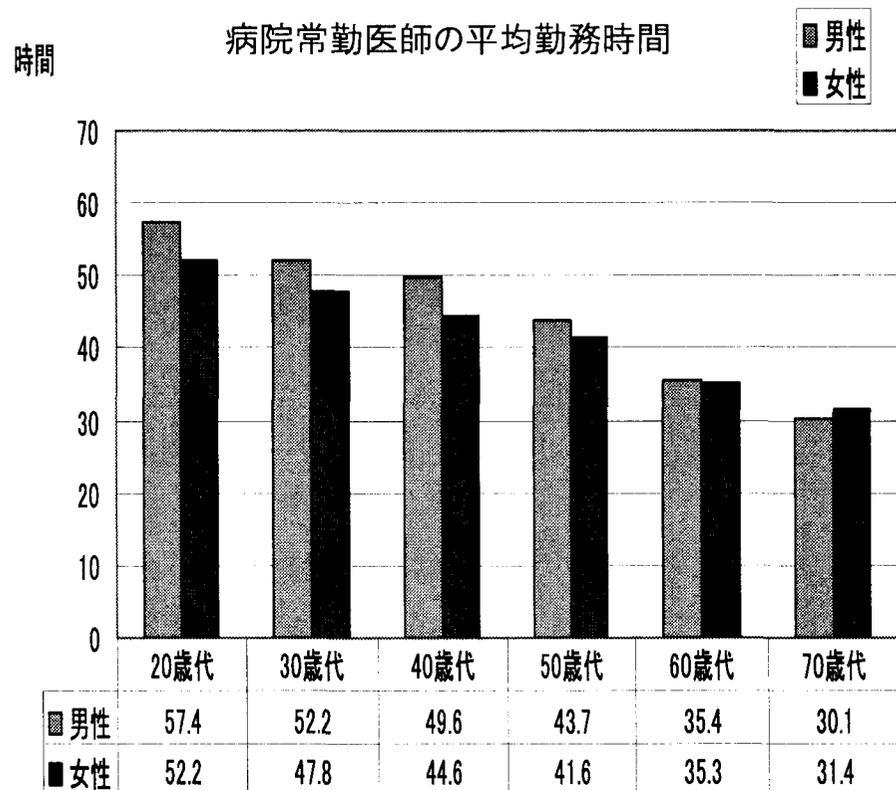


「医師需給に係る医師の勤務状況調査」による医師の従業時間

医師が医療機関に滞在する時間のうち、診療・教育等の時間を合計し、休憩時間・自己研修・研究を除いたものを従業時間とすると、年齢階級別の従業時間は次のとおり。

(病院常勤医の平均従業時間は平均で週48時間だが、診療所常勤医の平均従業時間は平均すると週40時間を下回る)

※ なお、休憩時間や自己研修・研究等に充てた時間を含めた、病院常勤医師が医療機関に滞在する時間は、平均週63時間。

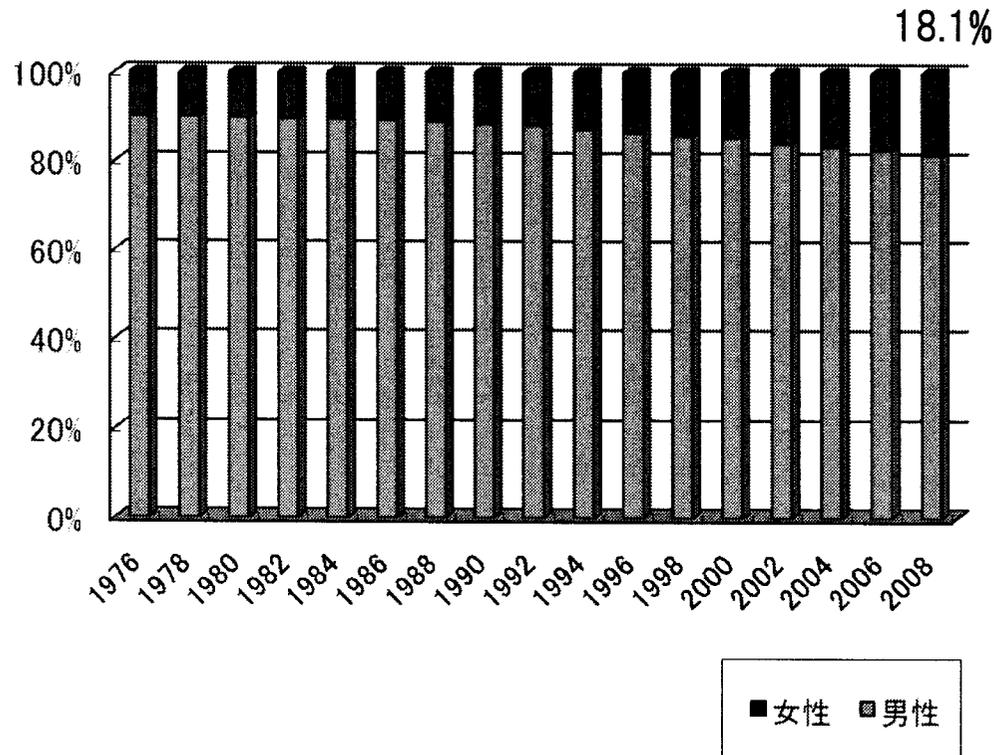


(出典)「日本の医師需給の実証的調査研究」

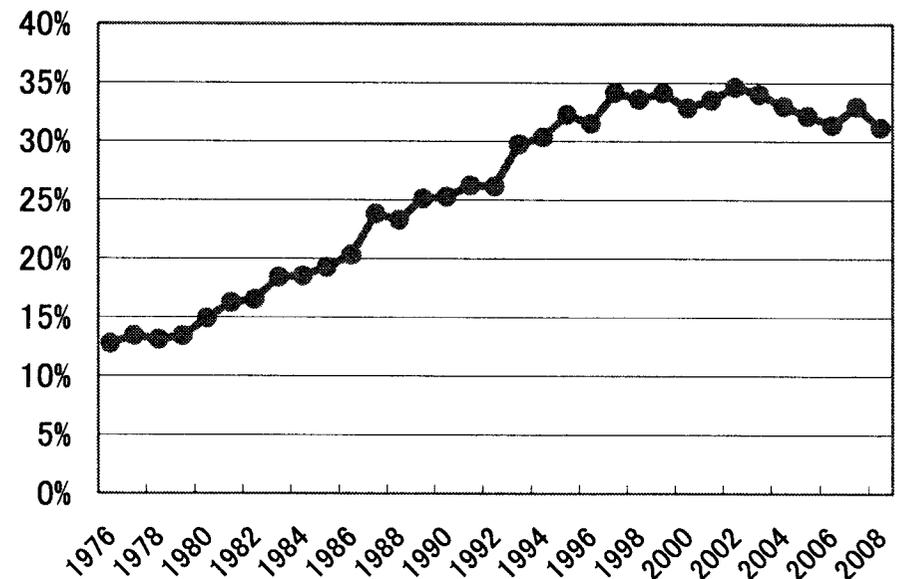
女性医師の推移

- 全医師数に占める女性医師の割合は増加傾向にあり、平成20年時点で18.1%を占める。
- 近年、医学部入学者に占める女性の割合は約3分の1となっているなど、若年層における女性医師の増加は著しい。

女性医師数の割合



医学部入学者数に占める女性の割合



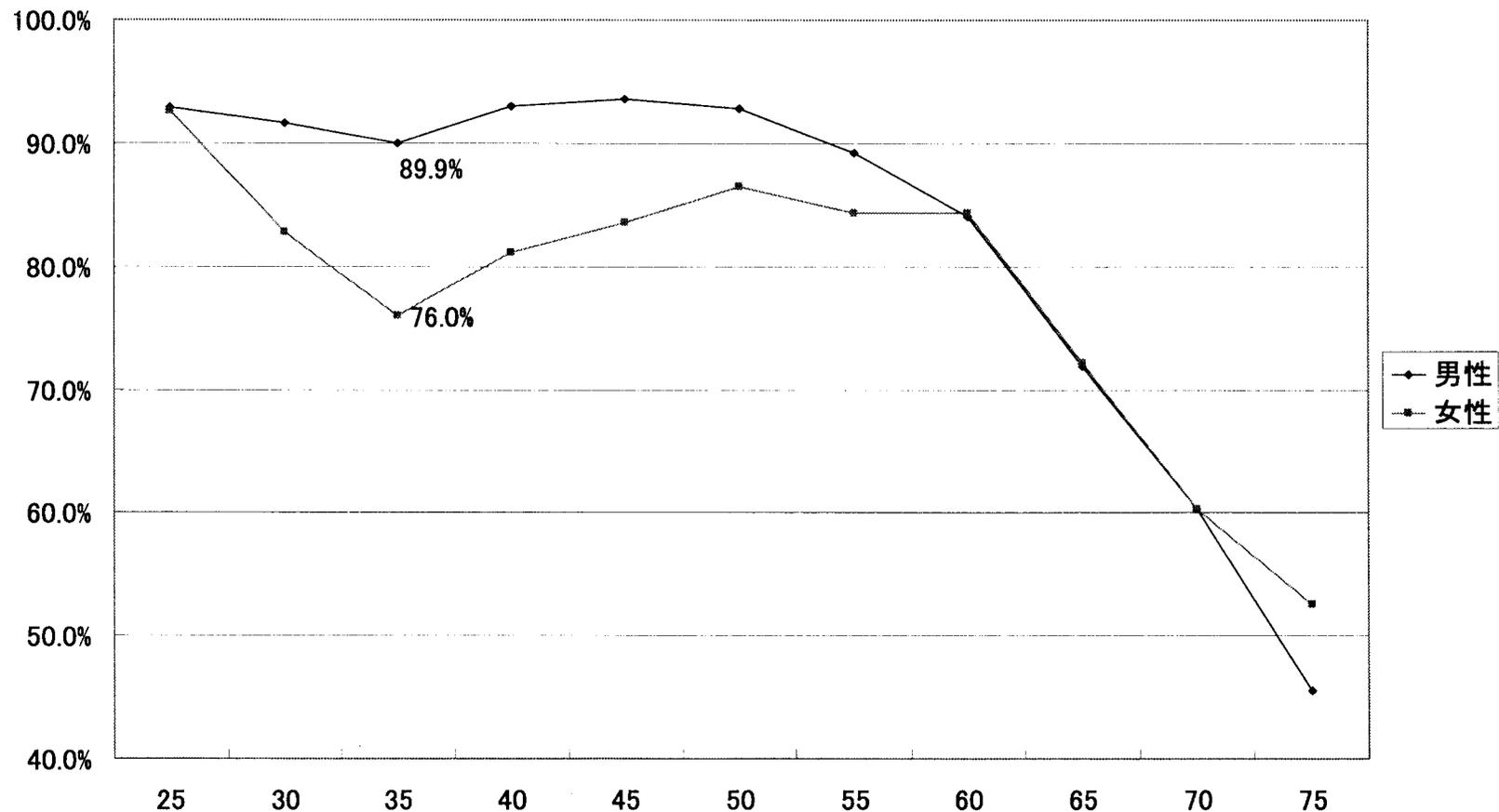
(出典)医師・歯科医師・薬剤師調査

(出典)文部科学省「学校基本調査」

女性医師の従業率のM字カーブ

女性医師が医師として就業している率は、医学部卒業後、年が経つにつれて、減少傾向をたどり、卒業後11年(概ね36歳)で75.5%で最低となった後、再び就業率が回復していく。

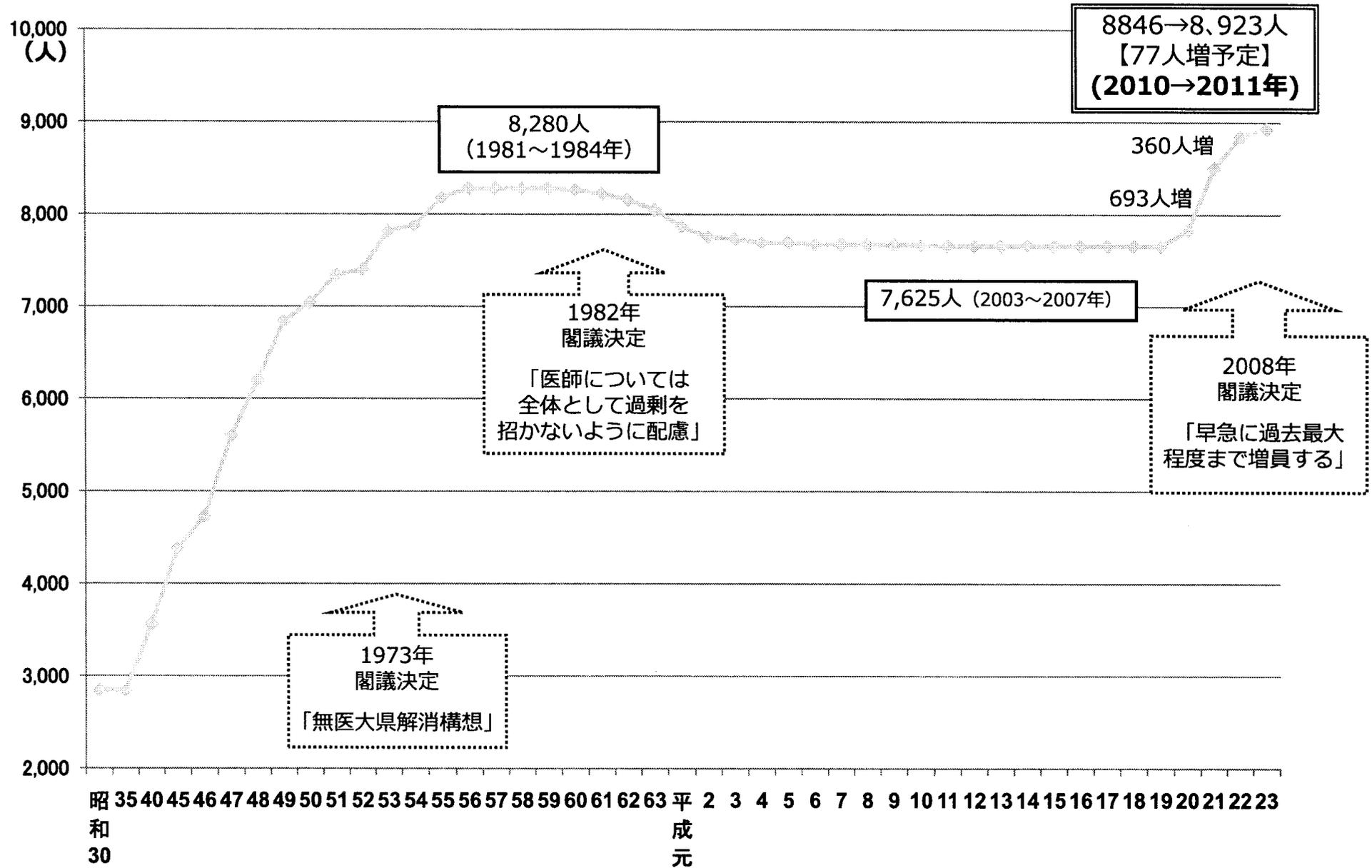
男性医師と女性医師の従業率



(注) 医師が25歳で卒業すると仮定した場合の就業率である。

「日本の医師需給の実証的調査研究」(主任研究者 長谷川敏彦)

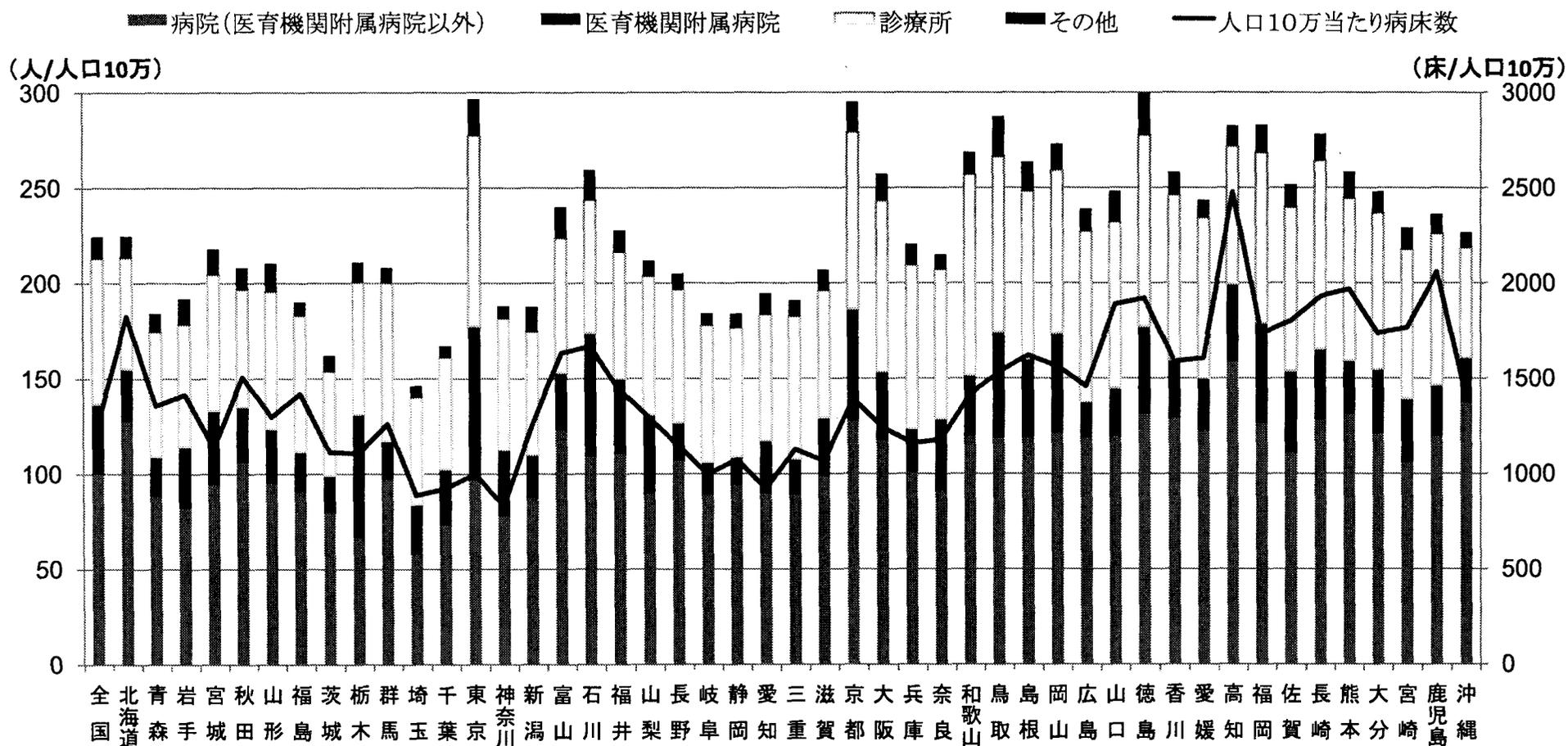
医学部入学定員の年次推移



人口10万人当たりの医師数(都道府県別)

医師・歯科医師・薬剤師調査(平成20年)で人口10万人当たりの医師数をみると、

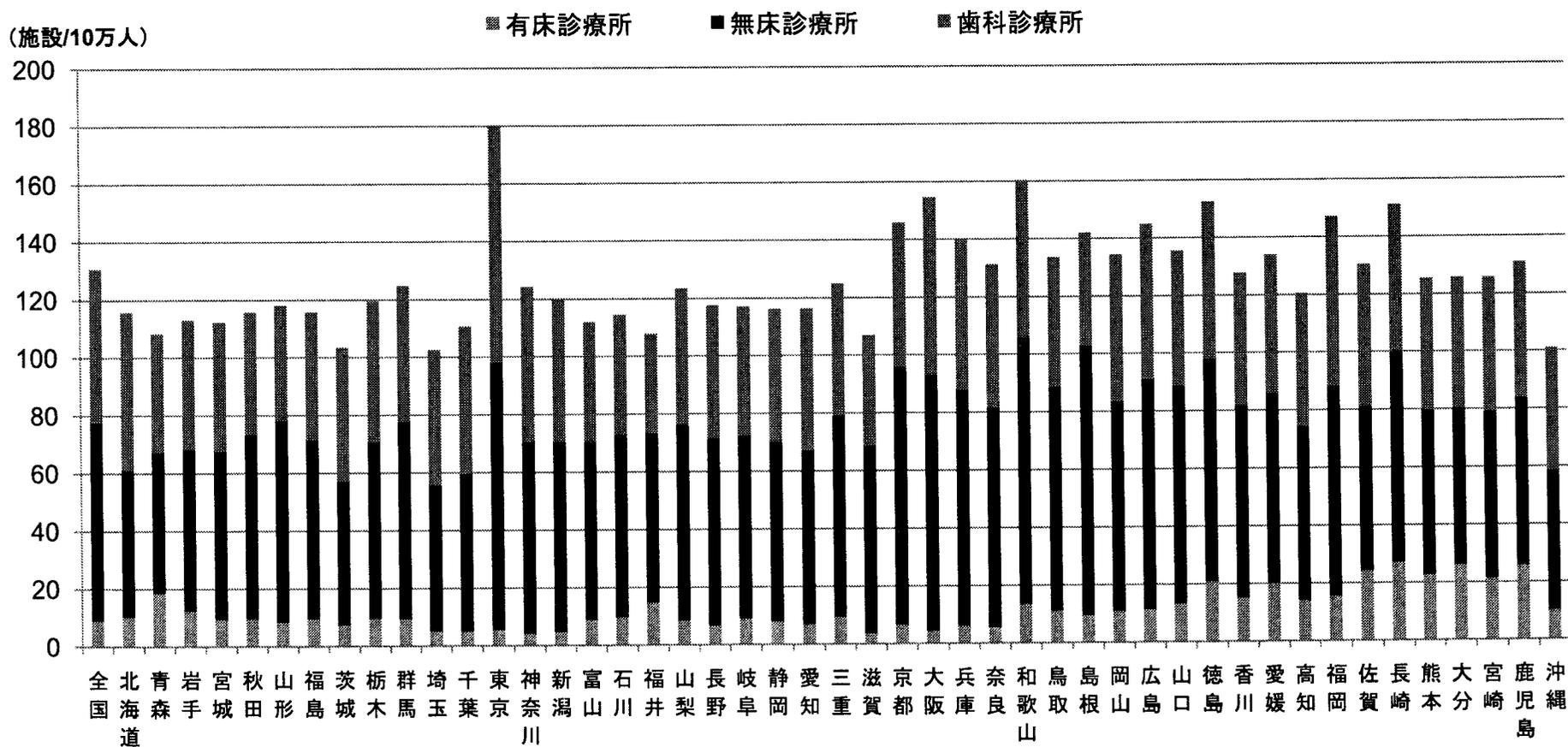
- ・ 全国平均で224.5人、都道府県別では、146.1人(埼玉県)から299.4人(徳島県)まで分布
- ・ 従事場所別にみると、病院が136.5人、診療所が76.5人。これを比率(病院従事者:診療所従事者)にすると、全国では約1.8:1、都道府県別では、約1.4:1(群馬県)から約2.8:1(沖縄県)まで分布という状況。



※医療施設調査、医師・歯科医師・薬剤師調査(各平成20年)に基づき作成

人口当たり診療所数(都道府県別)

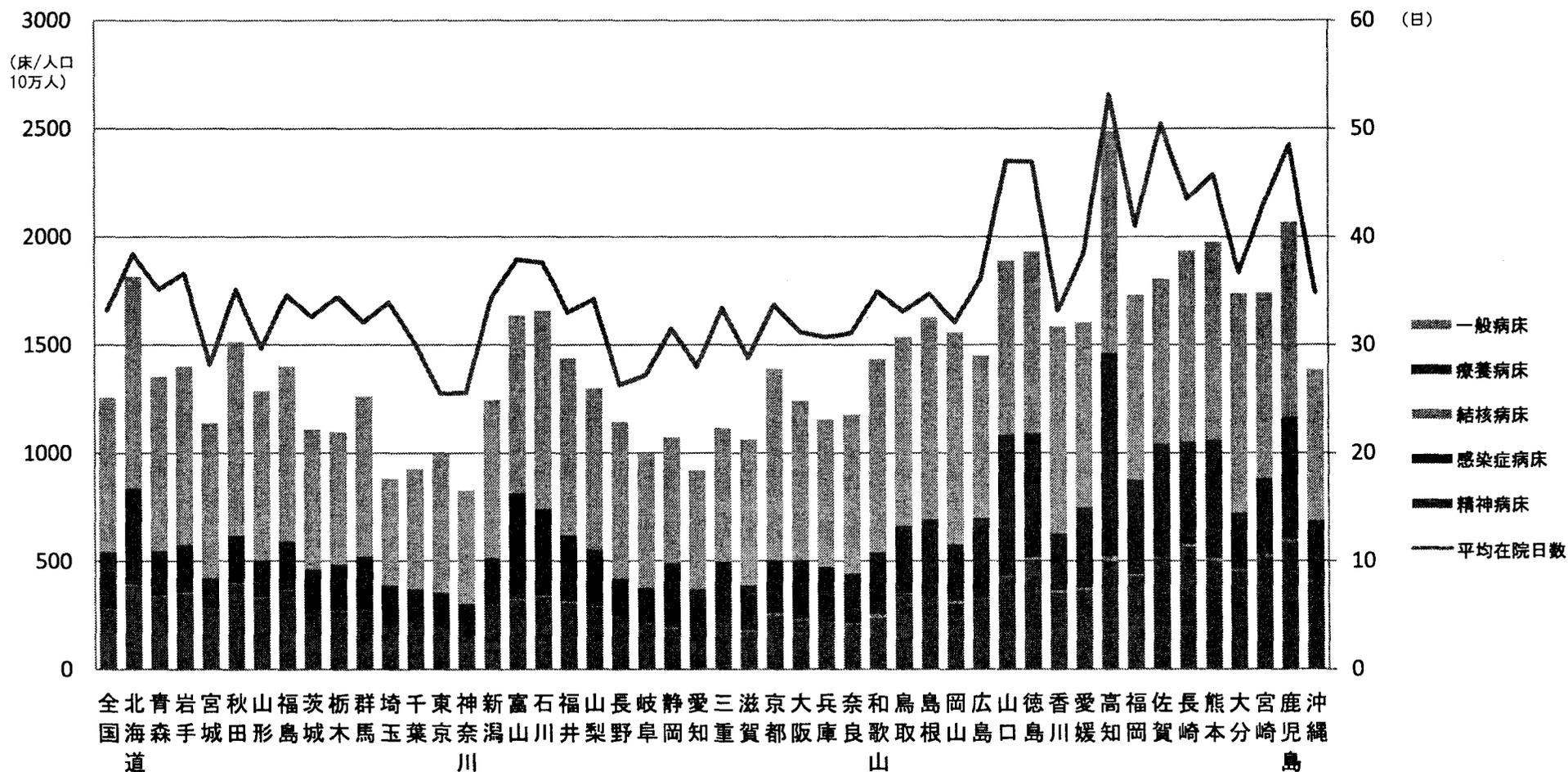
- 人口10万人当たり一般診療所数は78施設(うち、有床診療所が9施設、無床診療所が69施設)、歯科診療所が53施設となっている。
- 都道府県別にみると、人口10万人当たり種類別で、以下のように分布。
 - ・有床診療所 : 滋賀県の3.6施設(県内50施設) ~ 長崎県の27.2施設(県内391施設)
 - ・無床診療所 : 沖縄県の48.5施設(県内667施設) ~ 島根県の93.2施設(県内676施設)
 - ・歯科診療所 : 福井県の34.6施設(県内281施設) ~ 東京都の82施設(都内10,529施設)



※平成20年医療施設調査に基づき作成

人口10万人当たり病院病床数、病院平均在院日数(平成21年)

- 人口10万人当たりの病院病床数は、全国平均は1256.0床。
都道府県別にみると、最多は高知県(2488.5床)、最少は神奈川県(826.7床)。
- 病院平均在院日数は、全国平均で33.2日。
都道府県別にみると、最長は高知県(53.1日)、最短は東京都(25.5日)。



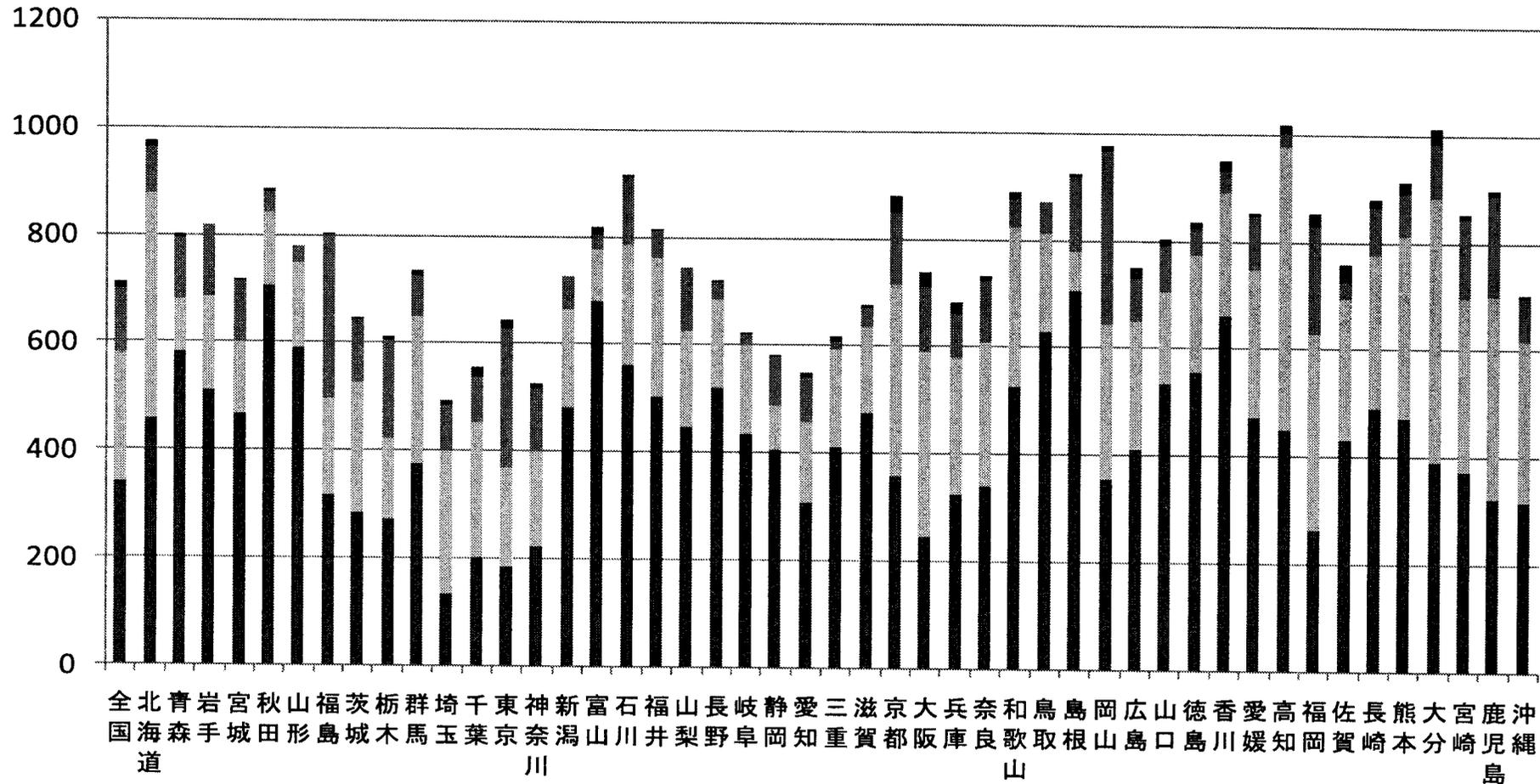
(出典)医療施設調査・病院報告

報告

開設者別人口10万人当たり一般病床数(都道府県別)

○ 人口10万人当たり一般病床を開設者別に分けてみると、国・公的・社保が338.7床、医療法人が239.1床、その他の法人が119.9床、個人が12.1床となっている。

■ 国・公的・社保 ▨ 医療法人 ■ その他の法人 ■ 個人



出典: 医療施設調査

病院等における必要医師数実態調査の概要

病院等における必要医師数実態調査について

- ＜調査の目的＞ 全国統一的方法により各医療機関が必要と考えている医師数を調査
- ＜調査の期日＞ 平成22年6月1日現在
- ＜調査の対象＞ 全国の病院及び分娩取扱い診療所を対象(10,262施設)
- ＜回収率＞ 病院88.5%、分娩取扱い診療所64.0%の合計で84.8%

調査結果のポイント

- 現員医師数(167,063人)に対する倍率
 - ・必要求人医師数 18,288人 1.11倍
 - ・必要医師数 24,033人 1.14倍

(必要医師数 = 必要求人医師数 + 求人していないが必要と考える医師数)
- 現員医師数に対する倍率が高い都道府県
 - ・必要求人医師数 : 島根県1.24倍、岩手県1.23倍、青森県1.22倍
 - ・必要医師数 : 岩手県1.40倍、青森県1.32倍、山梨県1.29倍
- 現員医師数に対する倍率が高い診療科
 - ・必要求人医師数 : リハビリ科1.23倍、救急科1.21倍、呼吸器内科1.16倍、
 - ・必要医師数 : リハビリ科1.29倍、救急科1.28倍、産科1.24倍、

地域医療の機能強化に関する厚生労働省の取組み（平成23年度予算案等）

	課題	対応
医師確保・医療人材確保対策等の推進	（病院の勤務医の過重労働） ○病院の医師が夜勤・当直などで疲弊し、病院の医師不足に拍車をかけている。	◆医師の診療科偏在・地域偏在対策 >医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師の配置等を行うため、先行的に15の都道府県が実施する「地域医療支援センター」の運営を支援（23年度予算案・新規 5.5億円） >救急、分娩、新生児医療を担う勤務医等の手当への財政支援（23年度予算案 37億円）
	（医師の診療科偏在） ○産科、救急など特定の診療科の医師が不足している。	>都市部の病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携した臨床研修を行うことについて支援（23年度予算案・新規 10億円） >医師不足地域の臨床研修病院において研修医が宿日直等を行う場合の医療機関への財政支援（23年度予算案 13億円） 等
	（医師の地域偏在） ○対人口比でも、全国的に大都市に医師が集中し、周辺地域やへき地で医師が不足している。	◆女性医師等の離職防止・復職支援（23年度予算案 22億円） >出産・育児等により離職している女性医師の復職支援のための都道府県への受付・窓口の設置等の支援 >病院内保育所の運営等に対する財政支援
	（チーム医療・看護人材確保） ○医療の高度化・複雑化に伴い業務量が増大している。	◆地域医療再生基金（22年度補正予算 2,100億円） >都道府県に設置された基金を拡充し、都道府県（三次医療圏）単位の医療課題の解決に向けて都道府県が策定する「地域医療再生計画」に基づく取組を支援 ◆チーム医療の推進（23年度予算案・新規 3.6億円） >チーム医療を推進し、医療関係職種の業務の効率化・負担軽減を推進するため、チーム医療の安全性や効果の実証を実施

課題	対応
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">医師確保・医療人材確保対策等の推進</p> <p>(在宅医療の推進)</p> <p>○在宅において、医療と介護を包括的に提供するための拠点整備や医師・看護師・介護士などの多職種連携が不十分である。</p> <p>(医療分野の情報化の推進)</p> <p>○地域連携に資する医療分野の情報化の推進や地域格差を解消するための遠隔医療の普及が進まない。</p>	<p>◆看護職員確保策等の推進 (平成23年度予算案 88.3億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修等に対する財政支援 ▶ 病院内保育所の運営等に対する財政支援 ▶ 看護師等養成所の運営等に対する財政支援 等 <p>◆在宅医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 在宅医療連携拠点 (在宅療養支援診療所等を予定) に看護師やケアマネージャーなどを配置し、病院・診療所・訪問看護ステーション・薬局等がチームとして在宅医療を提供するためのネットワーク構築を支援 (平成23年度予算案・新規 1.1億円) ▶ 寝たきりの高齢者や障害者等への在宅歯科診療について、医科、介護等との連携体制の構築、人材の確保、在宅歯科医療機器の整備等への財政支援 (平成23年度予算案 2.5億円) <p>◆医療分野の情報化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域医療連携の充実に必要なWeb型電子カルテシステムの導入に対する財政支援 (23年度予算案 2.5億円) ▶ 遠隔医療の実施に必要な機器等の整備に対する財政支援 (23年度予算案 8.3億円の内数)

課題	対応
<p>(周産期医療の不足)</p> <p>○周産期医療の病床や医師・看護師等が不足。</p> <p>(救急患者の受入れに時間がかかる)</p> <p>○救急患者が、病院に受け入れられるまでの時間の短縮。</p>	<p>◆周産期医療体制の充実・強化 (23年度予算 71億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等に対する財政支援 ▶NICU等に長期入院している小児の在宅への移行促進 <p>◆救急医療体制の充実 (23年度予算 137億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターに対する財政支援 ▶二次救急医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> - 受入困難患者の受入れを確実にを行う医療機関の空床確保に対する財政支援 ▶重篤な小児救急患者に対する医療の充実を図るため、「小児救命救急センター」や小児集中治療室に対する財政支援 ▶早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ事業を推進 ▶各都道府県において策定された地域の搬送・受入ルールに基づく救急搬送体制構築の支援 【総務省消防庁と連携】

地域医療再生基金の概要

- 地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置。
- 従来の病院毎(点)への支援ではなく、都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく対象地域全体(面)への支援。

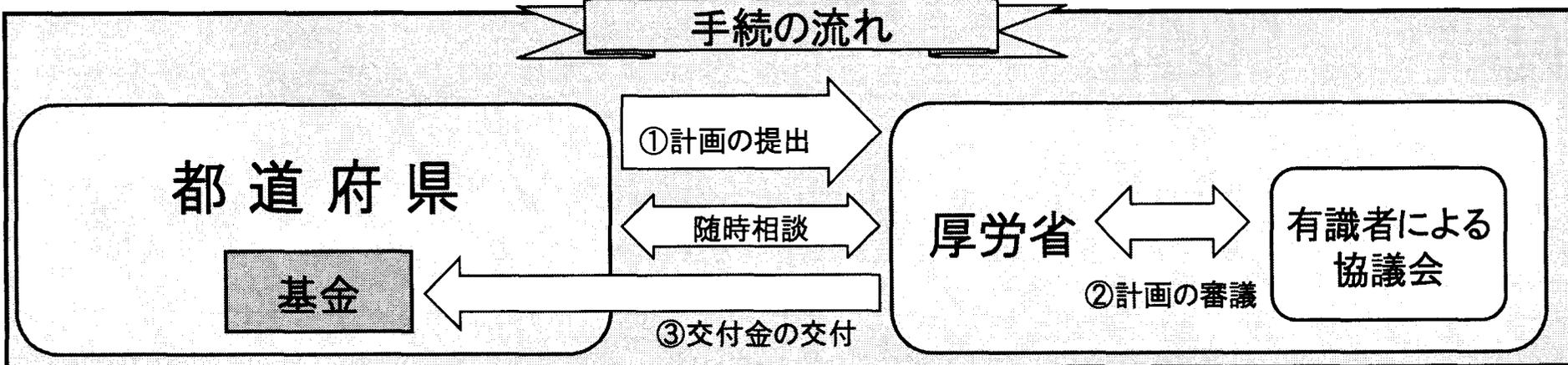
事業概要

- 対象地域 二次医療圏を基本とする地域
- 対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定
ただし、医師確保事業は必須要件
- 計画期間 平成25年度までの5年間
- 予算総額 2,350億円 (25億円×94地域)

スケジュール

- 6月5日 都道府県へ交付要綱等を発出
- 10月16日 750億円の執行停止を閣議決定
- 11月6日 地域医療再生計画の提出期限
- 12月18日 都道府県に対する交付金の額の内示
- 1月8日 交付金の交付申請期限
- 1月中 都道府県に対する交付金の交付決定

手続の流れ



H22補正

地域医療再生臨時特例交付金の拡充

現状の課題

現在の地域医療再生計画は、二次医療圏を基本単位としていることから、都道府県単位(三次医療圏)の広域医療圏における医療提供体制の考え方が、十分に計画されているとはいえない状況である。

事業概要

◎ 都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援

○対象地域 都道府県単位(三次医療圏) ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏

○対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定

○計画期間 平成25年度までの4年間

○予算総額 2,100億円 (15億円×52地域、加算額 1,320億円)

※52地域のうち新成長戦略に資する高度・専門医療機能を担う医療機関の整備・拡充などを伴う大規模事業のケースに加算

○計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

地域医療支援センター運営経費

平成23年度予算(案) 5.5億円

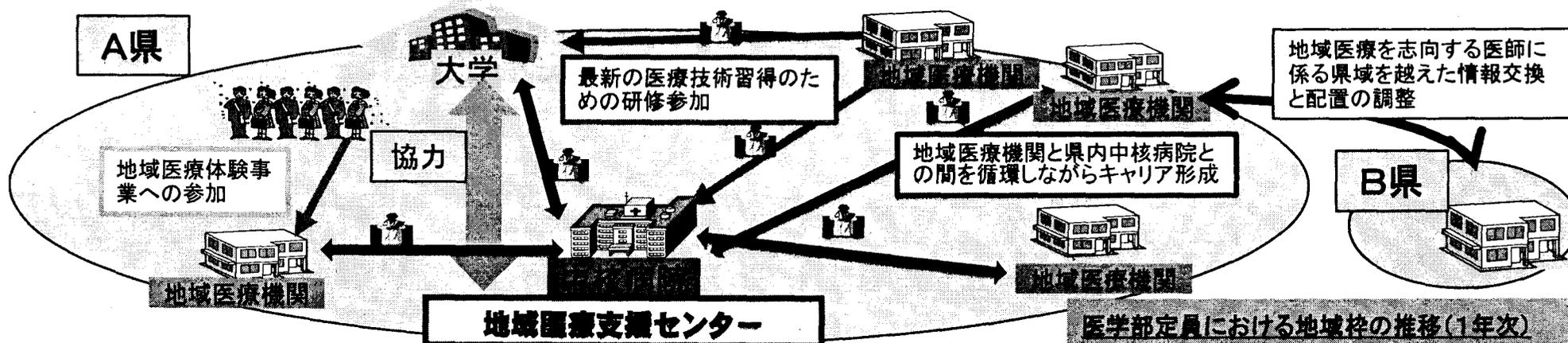
医師の地域偏在（都市部への医師の集中）の背景

➢ 高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかとする将来への不安等

地域医療支援センターの目的と体制

- 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師など活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。

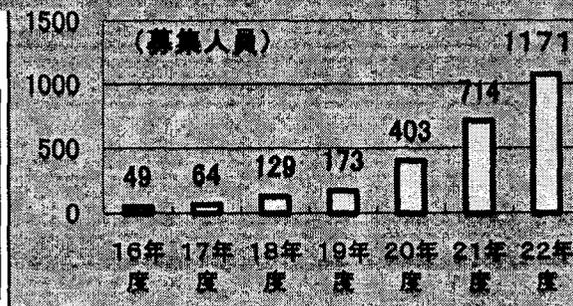
・人員体制：専任医師2名、専従事務職員3名 ・設置場所：都道府県立病院、〇〇大学病院等



地域医療支援センターの役割

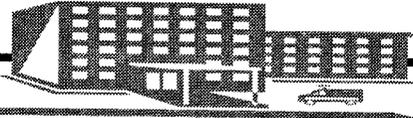
- 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的な医師配置を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学と調整の上、確保した医師を地域の医療機関に配置。
- 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。公的補助金決定にも参画する権限を付与。

医学部定員における地域枠の推移(1年次)



- 平成23年度は、15箇所※で先行的に事業を実施。 ※「県内医師の地域偏在が大きい」、「へき地、無医地区が多い」等を基に選定予定。
- 先行事例の経験を蓄積し、今後の取組に活かしていくことで、各都道府県の医師確保対策の取組みを継続的に支援。

地域医療支援センターの業務



【医師の適正配置】

【情報分析・方針策定】

➢ 必要医師数実態調査の結果や個別病院へのヒアリング等により、都道府県内の医師不足の状況や活用できる医師の情報を詳細に把握・分析し、優先的に対応すべき地域や診療科等の方針を策定する。

【医師を必要な地域に配置】

➢ 地域医療支援センターの人材プールの中から、医師を地域の医療機関に配置するほか、大学(医局)等への働きかけ等の調整を実施する。医師の配置は本人の意向も踏まえて行う。

【配置するための医師の確保】

【キャリア形成の不安を解消】

➢ 本人の意向も尊重しながら、地域の医療機関と県内中核病院とのローテーションを経験する中で、地域の医療機関で指導医として活躍したり、専門医(認定医)を取得したり出来るよう、キャリア形成を支援する。

【指導を受けられる環境を整備】

➢ 若い医師が様々な地域で医療技術を磨けるよう、地域医療の経験者等を指導医として計画的に養成し、配置する。

【学びの機会を提供】

➢ 代替医師を確保して、地域医療に従事する医師に、キャリアに応じた中核病院での研修や学会への出席等最新の医療に触れられる機会を提供する。

【情報発信・コーディネート】

【様々な相談への対応】

➢ 県内外の医師、医学生、高校生などからの様々な相談にお答えする。また、HPを開設し、求人・求職情報や県内の医師確保対策の内容などの情報を発信する。

【協力関係の構築】

➢ 大学、中核病院、医師会等との意見調整等を行う。また、地域で医師を受け入れる医療機関に、医師が意欲を持って着任できるような環境整備のための指導・支援をする。

チーム医療推進会議

趣旨

「チーム医療の推進について」（平成22年3月19日チーム医療の推進に関する検討会取りまとめ）を受け、様々な立場の有識者から構成される会議を開催し、同報告書において提言のあった具体的方策の実現に向けた検討を行う。（平成22年5月12日に設置）

構成員

（○：座長）

有賀 徹	昭和大学医学部救急医学講座 教授	中山 洋子	日本看護系大学協議会 会長
太田 秀樹	全国在宅療養支援診療所連絡会 事務局長	半田 一登	日本理学療法士協会 会長
小川 彰	全国医学部長病院長会議 会長	藤川 謙二	日本医師会 常任理事
北村 善明	日本放射線技師会 会長	藤本 晴枝	NPO法人地域医療を育てる会 理事長
堺 常雄	日本病院会 会長	宮村 一弘	日本歯科医師会 副会長
坂本 すが	日本看護協会 副会長	山口 徹	虎の門病院 院長
島崎 謙治	政策研究大学院大学 教授	山本 信夫	日本薬剤師会 副会長
○ 永井 良三	東京大学大学院医学研究科 教授	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

※ 会議の下に、「チーム医療推進方策検討ワーキンググループ」及び「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」を設置。

平成23年度予算案の概要

(厚生労働省医政局)

平成23年度予算案	1,696億	5百万円
〔うち、要求枠 元気な日本復活特別枠〕	1,608億3千2百万円 87億7千3百万円	
平成22年度当初予算額	1,943億3千6百万円	
差引増▲減額	▲247億3千1百万円	
対前年度比		87.3%

(注) 上記計数には、厚生労働科学研究費補助金等は含まない。

「元気な日本復活特別枠」で要望した事業の予算案

・地域医療確保推進事業	19.1億円
・地域医療支援センター運営経費	5.5億円
・臨床研修指導医の確保事業	10億円
・チーム医療の実証事業	3.6億円
・健康長寿のためのライフ・イノベーションプロジェクト	85.3億円
※ 医政局分のみ計上	
※ 上記計数には、研究事業（厚生労働科学研究費補助金）を含めて計上	
・世界に先駆けた革新的新薬・医療機器創出のための 臨床試験拠点の整備事業	33.3億円
※ うち7.7億円は研究事業（厚生労働科学研究費補助金）	
・再生医療の実用化研究事業（厚生労働科学研究費補助金）	9億円
・先端医療技術等の開発・研究の推進事業 （国立高度専門医療研究センター）	43億円

主要施策

1. 地域医療確保対策の推進

43,495百万円(52,366百万円)

医師の地域偏在の是正など地域医療を担う人材の確保を図るとともに、質の高い医療サービスを実現し、国民が安心・信頼できる医療提供体制を確保する

(1) 地域医療支援センターの整備

546百万円

地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師の配置等を行うため、都道府県※が実施する「地域医療支援センター」の運営について財政支援を行い、各都道府県の医師確保対策の取組を支援する。(新規・特別枠)

※ 平成23年度は、先行的に、県内医師の地域偏在が大きい、へき地、無医地区が多い等の15の都道府県で実施予定。

(2) 臨床研修の充実

1,096百万円

① 医師不足地域における臨床研修の充実(新規・特別枠)

1,003百万円

医師不足地域の臨床研修指導医や研修医を確保するため、大学病院や都市部の中核病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携した臨床研修の実施について財政支援を行う。

② 臨床研修の質の向上及び研修医の確保等に向けた臨床研修病院群の形成促進(新規)

93百万円

地域の特色ある研修プログラムの作成や研修医の適正配置に関する協議など臨床研修の質の向上や地域医療を担う人材の確保に向けた取組(臨床研修病院群の形成)を促進する。

(3) チーム医療の総合的な推進

365百万円

看護師、薬剤師等医療関係職種の利用の推進や役割の拡大によりチーム医療を推進し、各職種の業務の効率化・負担軽減等を図るとともに、質の高い医療サービスを実現するため、チーム医療の安全性や効果の実証を行う。(新規・特別枠)

(4) 女性医師等の離職防止・復職支援

2,200百万円

出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受け入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する。

また、病院内保育所の運営に対する財政支援について、新たに休日保育を対象に加え、子どもを持つ女性医師や看護職員等の離職の防止、復職支援の充実を図る。

(5) 看護職員の確保策等の推進

7, 583百万円

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員研修の更なる普及や充実を図るため、新たに新人看護職員を指導する教育担当者及び実地指導者に対する研修等を実施するとともに、病院内保育所や看護師等養成所の運営に対する財政支援を行う。

(6) へき地などの保健医療対策の充実

2, 013百万円

へき地医療支援事業の企画・調整などを行う「へき地医療支援機構」の充実を図るほか、へき地医療の現場を担う人材を育成するため、へき地医療拠点病院における人材育成機能を強化する。

(7) 在宅医療・在宅歯科医療の推進

417百万円

① 在宅医療の推進（新規）

109百万円

在宅医療を希望する患者ができる限り住み慣れた地域や家庭で生活を送ることを支えていくため、医療・福祉・保健にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供していく連携体制の構築に向けた取組を行う。

② 在宅歯科医療の推進

245百万円

生涯を通じて歯の健康の保持を推進するため、寝たきりの高齢者や障害者等への在宅歯科医療について、地域における医科、介護等との連携体制の構築、人材の確保、在宅歯科医療機器の整備等について財政支援を行う。

(8) 医療分野の情報化の推進

890百万円

新成長戦略(平成22年6月閣議決定)等を踏まえ、シームレスな地域連携医療を実現するため、医療機関間等でのデータ共有や、個人が自らの診療情報等を電子的に管理・活用できる仕組みを構築するための実証事業を実施し、情報サービスの確立を目指す。(新規)

また、電子カルテ導入等の医療分野の情報化の推進や遠隔医療の設備整備に対する支援を行い、地域医療の充実を図る。

(9) 歯科保健医療対策の推進

476百万円

8020運動について、成人の歯科疾患予防や検診の充実を行うなど、生涯を通じた歯の健康の保持を引き続き推進する。

全てのライフステージにおける国民の歯・口腔の健康状態の把握や、8020運動等をはじめとした取組の効果について検証を行うため、歯科疾患に関する実態調査を行う。

また、安全で安心かつ良質な歯科保健医療を提供する観点から、歯科医療現場における院内感染対策の取組状況等の情報収集等を行い、国民や歯科医療関係者へ歯科医療に関する情報発信を行う。

2. 救急医療・周産期医療の体制整備

20,731百万円(23,826百万円)

救急、周産期等の医療提供体制を再建し、国民の不安を軽減する

(1) 救急医療体制の充実 13,748百万円

① 救急医療体制の整備 5,286百万円

救急患者の円滑な受入れが行われるよう、受入困難患者の受入れを確実にを行う医療機関の空床確保に対する財政支援を行うとともに、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターへの財政支援を行う。

② ドクターヘリ導入促進事業の充実 2,932百万円

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ(医師が同乗する救急医療用ヘリコプター)事業を推進する。

③ 重篤な小児救急患者に対する医療の充実 457百万円

超急性期にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター」の運営への支援や、その後の急性期にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備等に対する財政支援を行う。

(2) 周産期医療体制の充実 7,123百万円

地域において安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等に対する財政支援を行う。

3. 革新的な医薬品・医療機器の開発促進

20,694百万円(21,374百万円)

革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点の体制整備、研究費の重点配分など、革新的な医薬品・医療機器の開発を促進する

(1) 世界に先駆けた革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点の整備

整備事業	2,559百万円
研究事業	770百万円

日本発の革新的な医薬品・医療機器を創出するため、世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験等の実施拠点となる医療機関の人材確保、診断機器等の整備、運営に必要な経費について財政支援を行う。(新規・特別枠)

(2) グローバル臨床研究拠点等の整備

518百万円

医薬品開発の迅速化を図り、ドラッグラグの解消に資するため、外国の研究機関との国際共同治験・臨床研究を実施する拠点の体制整備を行うとともに、国内における未承認薬等の開発を推進するための治験支援拠点等の体制整備を行う。

(3) 医薬品・医療機器に関する研究費の重点化・拡充

17,205百万円

革新的な医薬品・医療機器の臨床研究・実用化を促進するために、再生医療、次世代ワクチン、ナノメディシン、活動領域拡張、希少疾病への研究費の重点化等を行う。

(4) 質の高い臨床研究・治験の実施体制の強化

9百万円

高度な臨床研究・治験を実施する人材の育成と確保を図るため、臨床研究コーディネーター及びデータマネージャー育成に対する支援を行い、質の高い臨床研究・治験の実施体制の強化を図る。(新規)

(5) 後発医薬品の使用促進

101百万円

後発医薬品に関する理解を向上させるため、各都道府県に設置した協議会において、地域の実情に応じた事業を検討・実施するとともに、新たに保険者が差額通知サービス(被保険者に対する後発医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の周知)を導入しやすくするための環境作りを行い、より一層の推進を図る。

4. その他

(1) 国立高度専門医療研究センター及び(独)国立病院機構における政策医療等の実施等 71,863百万円 【うち、元気な日本復活特別枠 4,300百万円】

① 国立高度専門医療研究センター及び(独)国立病院機構における政策医療等の実施
67,563百万円

全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度先駆的医療、臨床研究、教育研修、情報発信等を推進する。

② 先端医療技術等の開発・研究の推進(国立高度専門医療研究センター)(新規・特別枠)
4,300百万円

国立高度専門医療研究センターの豊富な症例数、専門性等を活かし、バイオリソース(血液等の生体試料)等の蓄積、先端医療技術等の開発を進めるとともに、知的財産管理のための人材確保を行う。

(2) 国立ハンセン病療養所の充実 34,450百万円

居住者棟の更新築整備を推進するとともに、リハビリ体制を強化するなど、入所者に対する医療及び生活環境の充実を図る。

(3) 経済連携協定に基づく外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入等 268百万円
--

経済連携協定に基づく外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、看護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や日本語の習得を含めた看護師国家試験の合格に向けた学習の支援を行う。

(4) 国際医療交流(外国人患者の受入れ)のための体制整備に向けた取組 35百万円
--

新成長戦略において国際医療交流を推進するとされたことを踏まえ、外国人患者を受け入れる医療機関の質の確保を図ることを目的に、外国人患者の受入に資する医療機関の認証制度の整備に向けた取組を行う。(新規)

(5) 統合医療の情報発信に向けた取組

10百万円

近代西洋医学と伝統医学・相補代替医療を組み合わせた統合医療について、国民にわかりやすく、適切な情報発信を行うため、統合医療の技術評価の手法、情報発信の対象、情報発信の在り方等について検討を行う。(新規)

(6) 死因究明体制の充実に向けた支援

198百万円

異状死及び診療関連死の死因究明を進めるとともに、死亡時画像診断の取組を促進させるため、医療機関等に対する支援を行う。

3. 平成23年度の主な税制改正について

平成23年度税制改正の概要 (医政局抜粋)

平成22年12月



厚生労働省

・番号の前に*印を付してある項目は主要官庁が他省庁で、共同要望をしている項目である。

質の高い医療サービスの安定的な提供・健康で安全な生活の確保

① 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

なお、平成 22 年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年 1 年間議論し、結論を得ることとされた。

② 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

なお、平成 22 年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年 1 年間議論し、結論を得ることとされた。

③ 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長〔所得税・法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の医療用機器を取得した場合に、取得価格の 14%の特別償却を認める特例措置の適用期限について、対象機器の範囲から心電図及び顕微鏡を除外し、償却率を 12%に引き下げた上で 2 年延長する。

④ 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税・法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の 20%の特別償却を認める特例措置について、対象機器の範囲から、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置及び特殊寝台を除外し、償却率を 16%に引き下げた上で適用期限を 2 年延長する。

* ⑤ グリーン投資減税の創設〔所得税、法人税、法人住民税、法人事業税〕

低炭素成長社会の実現等のために、病院等が CO2 排出削減に相当程度の効果が見込まれる省エネ・低炭素設備等を取得した場合、取得価額の 30%の特別償却等を認める特例措置を創設する。

* ⑥ 試験研究費の総額に関する税額控除制度の存続〔所得税、法人税〕

試験研究費総額の一定割合を納付税額から控除できる制度のうち、控除限度割合が拡充されている特例措置について、適用期限の到来をもって廃止する。なお、医薬品・医療機器関連企業等の試験研究を活性化するため、引き続き制度自体は存続するとともに、新たに法人実効税率が 5%引き下げられることとなった。

4. 医療安全対策について

厚生労働省においては、平成14年4月に医療安全対策検討会議において取りまとめた「医療安全推進総合対策」及び平成15年12月の「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」に基づき、各般の取組みを進めてきたところである。

さらに、平成17年6月に医療安全対策検討会議において、これまでの「医療安全推進総合対策」に基づく対策の強化と新たな課題への対応について、「今後の医療安全対策について」がとりまとめられ、この報告書に基づき、各般の取組の充実強化を図るとともに、平成18年の医療法改正においては、医療安全支援センターの制度化や全ての医療機関に対し医療安全の確保を義務付けるなど、総合的な取組みを進めているところである。

各都道府県等におかれては、「医療安全支援センター」の円滑な運営及び二次医療圏における体制整備を引き続き推進し、その充実強化を図るとともに、管下医療機関における適切な医療安全の確保について、立入検査等を通じて適切に指導するなど、積極的な取組をお願いしたい。

(1) 医療安全支援センターの設置

医療安全支援センターについては、平成16年5月に全ての都道府県での設置を完了しているところであるが、二次医療圏及び保健所設置市区の一部ではまだ設置されていない状況であるため、早期設置に向けた積極的な取組みをお願いしたい。

なお、本センター設置に係る経費については、医療に関する相談は地域住民に身近な事業であること、地方自治体における主体的・自主的な取組みを推進する必要があることなどから、本センターに係る人件費、基本運営費、協議会の設置・運営、各種研修の実施、相談事例の収集・情報提供等に係る経費について、平成15年度より地方財政措置を講じている。

また、平成18年の医療法改正においては、本センターを法律上に位置づけ、その機能の充実強化を図ったところである。

厚生労働省においては、各都道府県等における本センターの設置・運営が円滑に進められるよう、相談職員等に対する研修、相談事例等の収集・分析・情報提供などの総合的な支援として、「医療安全支援センター総合支援事業」を引き続き実施することとしている。

(参考1) 医療安全支援センター体制図

(2) 医療機関における医療安全の確保

医療機関における組織的な医療安全の確保を図るため、平成18年の医療

法改正により、平成19年4月から全ての医療機関に対して、安全に関する職員の研修の実施など医療安全の確保を義務付け、その充実強化を図ったところである。

各都道府県等におかれては、医療機関への立入検査等を通じて、管下医療機関における医療事故防止対策の取組強化が図られるよう適切な指導をお願いしたい。

(3) 医療安全対策に関する情報の提供

現在、医療事故等の事例に関しては、特定機能病院や大学病院等に対して日本医療機能評価機構への報告を義務付け、同機構において収集・分析し、分析結果を提供する事業を行っているところである。

さらに、平成18年12月より、同機構において収集された事例のうち特に注意が必要な事項については、「医療安全情報」として医療機関等に向けて月1回程度発信しているところである。

これらの情報を各医療機関等が活用し、効果的な取組みがなされるよう、各都道府県等におかれても、引き続き管下医療機関等への周知をお願いしたい。

(参考2) 医療安全情報

(4) 医療安全推進週間の実施（平成23年度は11月20日から1週間）

厚生労働大臣提唱の「患者の安全を守るための共同行動」（PSA：Patient Safety Action）の一環として、当該週間を中心に、医療安全に関するワークショップ等を開催することとしている。

各都道府県等におかれても、引き続き、当該週間に合わせて様々な事業を実施することにより、関係者の意識啓発を図っていただきたい。

(5) 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

診療行為に関連した死亡の原因を調査し、再発防止策を検討する「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」を平成17年度から国の補助事業として実施しているところである。

各都道府県（特に地域受付窓口が設置されている都道府県）におかれては、当該事業に多くの医療機関が参加されるよう、管下の医療機関等に対し広く周知願いたい。

(参考3) 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

医療安全支援センター体制図



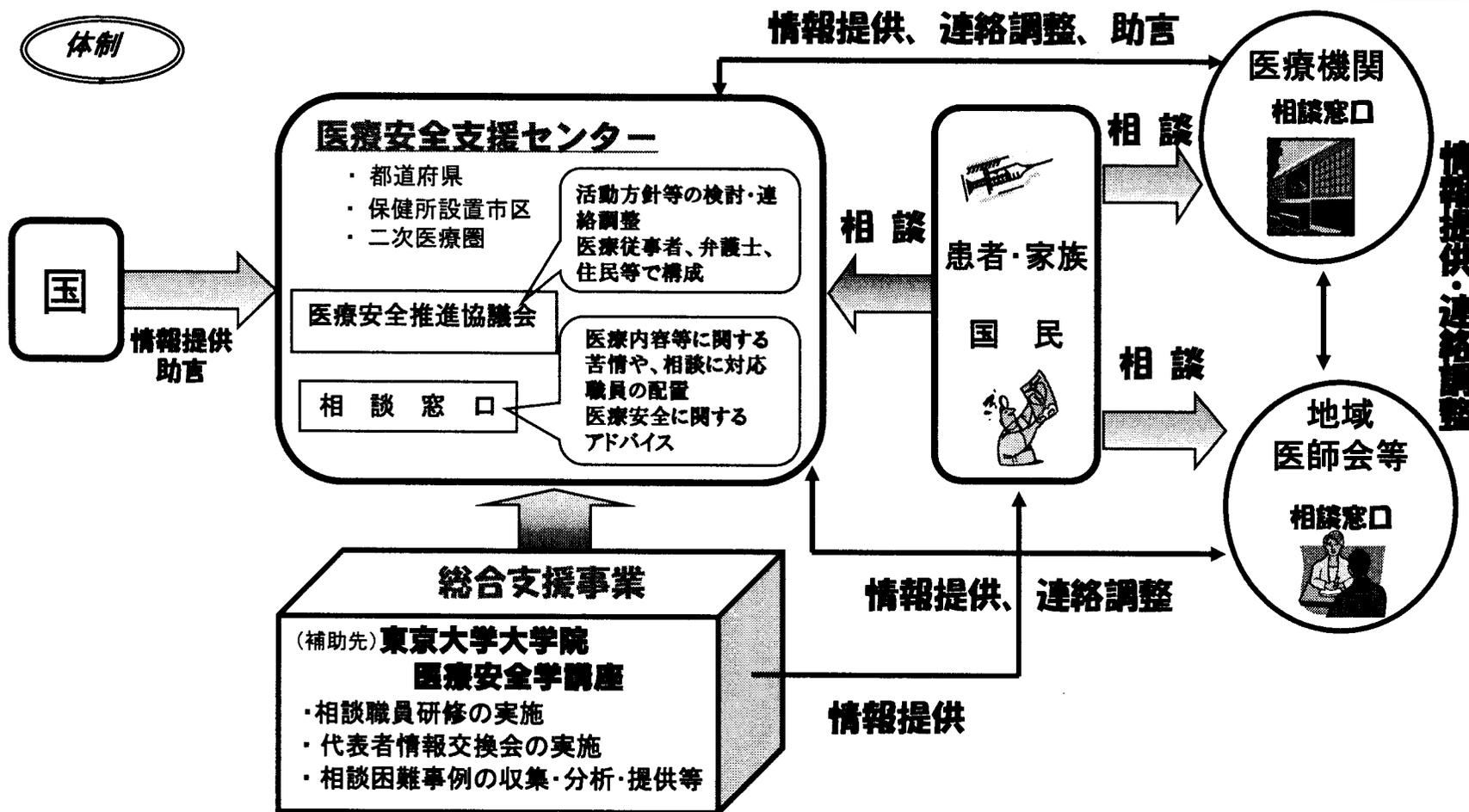
機能

○ 苦情・相談への対応（必要に応じて、医療機関の管理者及び患者等に助言）

○ 医療安全の確保に関する必要な情報提供

○ 医療機関の管理者、従業員に対する医療安全に関する研修の実施

体制



(参考1)



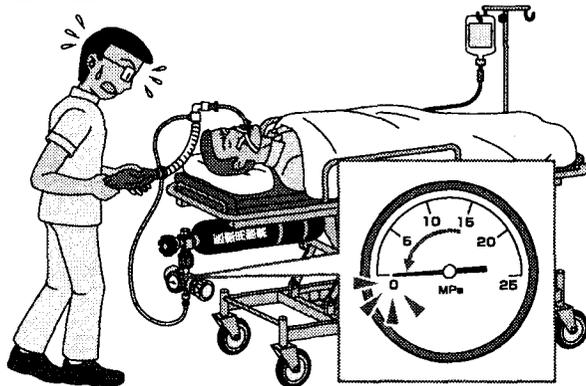
No.48 2010年11月

酸素残量の未確認

酸素ポンプ等の残量の確認に関連した事例が6件報告されています。(集計期間: 2007年1月1日~2010年9月30日、第17回報告書「共有すべき医療事故情報」(P183)一部を掲載)。

移動の際に使用した酸素ポンプの残量がゼロになったため、患者の呼吸状態に影響があった事例が報告されています。

事例のイメージ



酸素残量の未確認

事例

人工呼吸器装着中の患者を検査室へ移送する際、ジャクソンリース回路による人工呼吸を行っていた。検査室に到着後バッグのふくらみが悪くなったので、酸素ポンプを確認したところ、酸素の残量が無いことに気付いた。ポンプを交換している最中に心肺停止状態となり、救急蘇生を実施した。使用前に酸素ポンプの酸素残量の確認を怠っていた。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・酸素ポンプ使用開始時には、圧力計で酸素の残量を必ず確認する。
- ・使用中にも随時、圧力計で酸素の残量を確認する。

参考) 酸素ポンプ使用可能時間(分)の一例

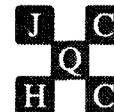
		圧力計の表示(MPa)					
		14	13	12	11	10	9
酸素流量(L/分)	1	490	455	420	385	350	315
	2	245	228	210	193	175	158
	3	163	152	140	128	117	105
	4	123	114	105	96	88	79
	5	98	91	84	77	70	63
	10	49	46	42	39	35	32

※酸素ポンプの使用可能な時間の目安をお示ししています。
 ※換算式は、酸素使用可能時間[分]=ポンプ容積[L]×圧力計の表示[MPa]×10/酸素流量[L/分]を使用しておりますが、他の換算式もあります。
 ※酸素ポンプの容積を3.5Lとして計算しています。
 ※ポンプ内に残る酸素の量が含まれていません。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、当事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。
<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部
 〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル
 電話: 03-5217-0252(直通) FAX: 03-5217-0253(直通)
<http://www.jcqh.or.jp/html/index.htm>

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 ①

(参考 3)

事業内容と目的

診療行為に関連した死亡について、専門家が事案の調査を行い、その原因を究明し、同様の事例の再発を防止するための方策を専門的・学際的に検討し、医療安全の向上を図ること。(関係者の法的責任の追及を目的とするものではない。)

事業の背景と経緯

平成13年	日本外科学会声明 診療行為に関連した「異状死」について
平成14年	日本内科学会「第三者機関設置等のための検討委員会」発足
平成16年	・4学会(日本内科学会、日本外科学会、日本病理学会、日本法医学会)共同声明 ・日本医学会基本領域19学会の共同声明 「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」
平成17年	日本学術会議「報告 異状死等について—日本学術会議の見解と提言—」
9月	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業開始(運営主体:日本内科学会)
平成22年	日本内科学会に、日本外科学会、日本病理学会、日本法医学会、日本医学会が運営主体に加わり、「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立
4月	一般社団法人日本医療安全調査機構が運営主体となる

事業の対象事例

診療行為に関連した死亡について、死因究明と再発防止策を、中立的な第三者機関において検討するのが適切と考えられる事例。

また、警察に届け出られた事例についても、司法解剖の対象とならない場合には、モデル事業の対象として検討。

なお、本事業は、現行の制度の下で実施しているため、調査の過程で異状を認めた場合は、医師法第21条又は死体解剖保存法第11条に基づき24時間以内に所轄警察署への届出が必要。

モデル地域

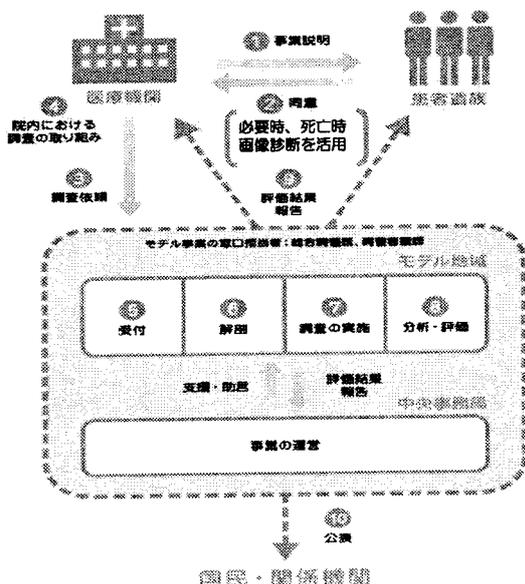
平成17年	東京都、愛知県、大阪府、兵庫県
平成18年	茨城県、新潟県、札幌地域を追加
平成19年	福岡県を追加
平成20年	岡山県、宮城県を追加
平成22年	札幌地域は北海道全域に拡大

現在、北海道、宮城県、茨城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県の10地域

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 ②

事業の流れ

- モデル地域において、医療機関からご遺族にモデル事業について説明を行い、同意を得て、医療機関からモデル事業に調査を依頼。
- モデル事業では、死亡の原因について、調査を行い、診療行為との関連性を評価し、評価結果報告書を作成。
- 依頼を行った医療機関及びご遺族に対して、報告書を渡し、結果について説明。



受付件数

年次	件数
平成17年	5件
平成18年	34件
平成19年	21件
平成20年	24件
平成21年	18件
平成22年	3件(1~3月) / 18件(4~10月)
合計	123件

※ 平成22年10月20日現在

※ 運営主体は、平成22年3月までは日本内科学会、同4月以降は日本医療安全調査機構

見直しの方向性

「これまでの総括と今後に向けての提言」(平成22年3月)

- 死亡時画像診断の活用
- 迅速な報告書の作成
- 調査手順の簡素化、標準化のための取り組み
- 事例評価手法の標準化のための取り組み
- 院内事故調査委員会が作成した報告書での調査・評価の検討
- 再発防止策の提言について、方法論も含めた検討

5. 特定機能病院の承認状況

(平成22年4月1日現在)

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
1	国立がん研究センター中央病院	東京都中央区築地5丁目1番1号	H 5. 8. 2	H 5. 9. 1
2	国立循環器病研究センター	大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号	H 5. 8. 2	H 5. 9. 1
3	順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京都文京区本郷3丁目1番3号	H 5.10.26	H 5.12. 1
4	日本医科大学付属病院	東京都文京区千駄木1丁目1番5号	H 5.10.26	H 5.12. 1
5	日本大学医学部附属板橋病院	東京都板橋区大谷口上町30番1号	H 5.10.26	H 5.12. 1
6	東邦大学医療センター大森病院	東京都大田区大森西6丁目11番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
7	関西医科大学附属枚方病院	大阪府枚方市新町2丁目3番1号	H17.12.13	H18. 1. 1
8	久留米大学病院	福岡県久留米市旭町67番地	H 5.11.26	H 5.12. 1
9	北里大学病院	神奈川県相模原市北里1丁目15番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
10	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
11	東海大学医学部付属病院	神奈川県伊勢原市下糟屋143番地	H 5.11.26	H 5.12. 1
12	近畿大学医学部附属病院	大阪府大阪狭山市大野東377番地の2	H 5.12. 8	H 6. 1. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
13	自治医科大学附属病院	栃木県下野市薬師寺3311番地1	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
14	長崎大学医学部・歯学部附属病院	長崎県長崎市坂本1丁目7番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
15	山口大学医学部附属病院	山口県宇部市南小串1丁目1番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
16	高知大学医学部附属病院	高知県南国市岡豊町小蓮185番地1	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
17	秋田大学医学部附属病院	秋田県秋田市本道1丁目1番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
18	東京慈恵会医科大学附属病院	東京都港区西新橋3丁目19番18号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
19	大阪医科大学附属病院	大阪府高槻市大学町2番7号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
20	慶應義塾大学病院	東京都新宿区信濃町35番地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
21	福岡大学病院	福岡県福岡市城南区七隈7丁目45番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
22	愛知医科大学病院	愛知県愛知郡長久手町大字岩作字雁又21番地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
23	岩手医科大学附属病院	岩手県盛岡市内丸19番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
24	獨協医科大学病院	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
25	埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
26	昭和大学病院	東京都品川区旗の台1丁目5番8号	H 6. 2.17	H 6. 3. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承 認 効 力 日
27	兵庫医科大学病院	兵庫県西宮市武庫川町1番1号	H 6. 2. 17	H 6. 3. 1
28	金沢医科大学病院	石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
29	杏林大学医学部付属病院	東京都三鷹市新川6丁目20番2号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
30	川崎医科大学附属病院	岡山県倉敷市松島577番地	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
31	帝京大学医学部附属病院	東京都板橋区加賀2丁目11番地1号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
32	産業医科大学病院	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
33	藤田保健衛生大学病院	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地の98	H 6. 4. 12	H 6. 5. 1
34	東京医科歯科大学医学部附属病院	東京都文京区湯島1丁目5番45号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
35	千葉大学医学部附属病院	千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
36	信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭3丁目1番1号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
37	富山大学附属病院	富山県富山市杉谷2630番地	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
38	神戸大学医学部附属病院	兵庫県神戸市中央区楠町7丁目5番2号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
39	香川大学医学部附属病院	香川県木田郡三木町大字池戸1750-1	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
40	徳島大学病院	徳島県徳島市蔵本町2丁目50-1	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
41	弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市本町53番地	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
42	東 北 大 学 病 院	宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
43	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	岐 阜 県 岐 阜 市 柳 戸 1 番 1	H16. 5. 17	H16. 5. 20
44	広 島 大 学 病 院	広島県広島市南区霞1丁目2番3号	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
45	琉球大学医学部附属病院	沖縄県中頭郡西原町字上原207番地	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
46	北 海 道 大 学 病 院	北海道札幌市北区北14条西5丁目	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
47	旭 川 医 科 大 学 病 院	北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
48	鳥取大学医学部附属病院	鳥取県米子市西町36番地の1	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
49	愛媛大学医学部附属病院	愛 媛 県 東 温 市 志 津 川	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
50	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5200番地	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
51	鹿 児 島 大 学 病 院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
52	山形大学医学部附属病院	山形県山形市飯田西2丁目2番2号	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1
53	三重大学医学部附属病院	三重県津市江戸橋2丁目174番地	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1
54	大阪大学医学部附属病院	大阪府吹田市山田丘2番15号	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
55	岡 山 大 学 病 院	岡山県岡山市鹿田町2丁目5番1号	H 6.10.21	H 6.11. 1
56	大分大学医学部附属病院	大分県由布市挾間町医大ヶ丘一丁目1番地	H 6.10.21	H 6.11. 1
57	福井大学医学部附属病院	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番	H 6.11.21	H 6.12. 1
58	新潟大学医歯学総合病院	新潟県新潟市旭町通1番町754番地	H 6.11.21	H 6.12. 1
59	国立大学法人金沢大学附属病院	石川県金沢市宝町13番1号	H 6.11.21	H 6.12. 1
60	熊本大学医学部附属病院	熊本県熊本市本荘1丁目1番1号	H 6.11.21	H 6.12. 1
61	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65番地	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
62	滋賀医科大学医学部附属病院	滋賀県大津市瀬田月輪町	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
63	京都大学医学部附属病院	京都府京都市左京区聖護院川原町54	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
64	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89の1	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
65	山梨大学医学部附属病院	山梨県中央市下河東1110番地	H 7. 2.20	H 7. 3. 1
66	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市東区半田山1丁目20番1号	H 7. 2.20	H 7. 3. 1
67	群馬大学医学部附属病院	群馬県前橋市昭和町3丁目39番15号	H 7. 2.20	H 7. 3. 1
68	佐賀大学医学部附属病院	佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号	H 7. 2.20	H 7. 3. 1

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
69	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	H18. 3.27	H18. 4. 1
70	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	H18. 3.27	H18. 4. 1
71	筑波大学附属病院	茨城県つくば市天久保2丁目1番地1	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
72	東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7丁目3番1号	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
73	九州大学病院	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
74	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地	H18. 3.27	H18. 4. 1
75	公立大学法人奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	H19. 1.22	H19. 4. 1
76	札幌医科大学附属病院	北海道札幌市中央区南1条西16丁目291番地	H19. 1.22	H19. 4. 1
77	公立大学法人横浜市立大学附属病院	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地	H17. 3.30	H17. 4. 1
78	京都府立医科大学附属病院	京都府京都市上京区河原町通広小路上の堀井町465	H20. 3.27	H20. 4. 1
79	防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木3丁目2番地	H 9. 1.22	H 9. 2. 1
80	大阪市立大学医学部附属病院	大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号	H18. 3.27	H18. 4. 1
81	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター	大阪府大阪市東成区中道1丁目3番3号	H18. 3.27	H18. 4. 1
82	東京女子医科大学病院	東京都新宿区河田町8番1号	H19. 8. 9	H19. 9. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
83	東 京 医 科 大 学 病 院	東京都新宿区西新宿6丁目7番1号	H21. 1. 19	H21. 2. 1

6. 特区制度における病院等開設会社による病院等開設事業について

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見

平成21年度（抄）

平成22年2月4日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特区制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

平成21年度の当委員会としては、まず上半期に未実現提案に係る調査審議を行って意見（平成21年8月7日付「未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」）を取りまとめたのに続き、下半期には、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行って、意見を取りまとめた。

2. 平成21年度の評価について

(1) 評価の進め方

平成21年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、教育部会及び地域活性化部会の各専門部会において、専門的かつ集中的な検討を行った。

具体的には、各部会において、現地調査を含め、認定地方公共団体や実施主体など関係者から現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを行い、総合的な検討に努めた。

各部会におけるこれらの検討結果については、各部会の部会長から当委員会に報告の上、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価の概要

【平成21年度評価対象12特例措置】

- ①全国展開（一部全国展開を含む）（6特例措置）
- ②再度適切な時期に評価（5特例措置）
- ③実施の少ない特例措置について、更なる実施の可能性の調査結果を踏まえ、予定していた評価を行わない（1特例措置）

特例措置ごとの評価意見の詳細については別紙のとおりであるが、大別すると以下のとおりである。

「運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（828）」、「空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（829）」及び「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（1303）」の3件については、特段の弊害が生じていないと判断されることから、全国展開すべきとの意見とした。

また、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（934）」及び「重量

物輸送効率化事業（1205（1214、1221））」の3件については、特例措置の実施状況に照らし、一定の措置を講ずることが適当であるものも含め、全国展開しても差し支えないと認められる部分について、全国展開すべきとの意見とした。

一方、「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（506）」、「学校設置会社による学校設置事業（816）」、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）」、「病院等開設会社による病院等開設事業（910）」及び「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業（933）」の5件については、一定の時期を定めた上で再度評価すべきとの意見とした。これらについては、弊害の有無を判断するためのデータの蓄積が少ないことなどにより全国展開の是非を決めるのは時期尚早である、全国展開に向けて弊害を防ぐ方策の検討や分析が必要である等のそれぞれの事情を踏まえ、規制所管省庁や認定地方公共団体に必要な取組を求めているところである。

なお、提案者以外の地域で特区計画の認定実績がない「救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（413）」については、更なる実施の可能性についての調査を行った結果、現状においては、当面の間実施の増加が見込めないことが判明したため、今年度は予定していた評価を行わず、今後、一定の事例の積み上がりを待って評価を行うこととした。

3. おわりに

地域主権推進と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられる中、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の起爆剤として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携体制・サポートが不可欠となることから、特定事業の実施に当たっては、認定地方公共団体におかれても、より一層主体的な取組とご協力をお願いしたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体や実施主体の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げます。

評価意見

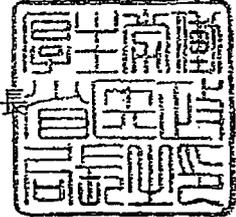
①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。
⑤	評価	その他(内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行い、平成23年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する障害の有無について現時点で判断することは困難であるため、今後は本特例措置についての周知や情報提供を一層進め、検証に必要なデータを蓄積し、引き続き全国展開について検討する必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、現在株式会社特区病院は1病院であり、特区において適用された規制の特例措置による弊害がないことによるものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものなのか、必ずしも明らかではないことから、全国展開により発生する弊害の有無について判断することはできないとのことである。</p> <p>一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置による効果の発現については、現在までのところ診療所経営に注力しているためわからない(地方公共団体)としており、また、本特例措置の適用事例が少ないことについては、行える医療行為が非常に限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる(地方公共団体)、事業性の実証には新技術の場合5年はかかる(適用事業者)との指摘もあった。</p> <p>以上より、規制所管省庁においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置による弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行い、検証に必要なデータを蓄積するとともに、上記の地方公共団体等の指摘を踏まえ、全国展開に係る検討を行った上で、平成23年度に評価を行い、結論を得ることとする。</p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—



医政発第0930001号
平成16年9月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



構造改革特別区域法の一部を改正する法律において新設された
医療法等の特例の運用について

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の一部を改正する法律（平成16年法律第60号。以下「改正法」という。）が本年5月28日に公布され、本年10月1日から施行されることとなった。

改正後の構造改革特別区域法（以下「新特区法」という。）では、第18条において医療法等の特例が新設されることから、これに伴い、「厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令」（平成16年厚生労働省令第144号）、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準」（平成16年厚生労働省令第145号）及び「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度な医療に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第362号。以下「指針」という。）が本日公布され、改正法と同日付けで施行されることとなったところである。

これらの法令の施行に当たって留意すべき事項及び内容は下記のとおりであるので、制度の趣旨等に十分御了知いただくとともに、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等にその周知をお願いする。

記

- 1 高度医療の内容を示す厚生労働大臣が定める指針において具体的に掲げる医療以外の「その他前各号に掲げる医療に類する医療」に該当する要望があった場合の取扱い

新特区法第18条第1項で規定する「高度医療」の内容については、厚生労働大臣が定める指針に従って地方公共団体が判断し、厚生労働大臣が指針への

適合性に照らして同意することとしている。しかし、地方公共団体からの要望事項について現時点で全て把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、当該指針の第6号において「その他前各号に掲げる医療に類する医療」と規定したところである。

今後、これに該当すると思われる相談があった場合には、速やかに内閣官房構造改革特区推進室及び当職あて相談されたい。

2 特区において株式会社が開設する病院又は診療所が行う高度医療につき医療保険の適用が認められた場合の取扱い

高度医療として認められていたものが高度先進医療など医療保険の対象となった場合、当該医療は特区法に規定する「高度医療」ではなくなることから、株式会社が新たに当該医療に参入することは認められなくなることになる。

一方、特区において株式会社が開設する病院・診療所の提供する医療が厚生労働大臣の指針で定める高度医療に該当しなくなったことにより、特区計画が取り消されるような場合には、あらかじめ特区法第8条第2項の規定により厚生労働大臣が認定地方公共団体に対して必要な措置を講ずるよう求めることとなる。

このような措置要求にもかかわらず、なお適切な措置が講じられない場合には、都道府県知事が当該病院・診療所の業務の継続が適当でないとするときは、株式会社が開設する病院・診療所の開設の許可を取り消すことができることとしている。

従って、病院等の開設の許可の取り消しについては、個別の事例に応じて、都道府県知事が判断することになる。

3 高度医療の適切な実施について

株式会社から特区における高度医療を提供する病院等の開設について相談があった場合には、当該病院等において提供する医療の内容に応じて、高度医療の適切な提供に向け、薬事法（昭和35年法律第145号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究等に関する倫理指針」（平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号）、「臨床研究に関する倫理指針」（平成15年厚生労働省告示第255号）等の関連法令及び「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」（平成15年4月厚生科学審議会生殖補助医療部会）等の関係審議会の報告書など関係する情報の提供に努められたい。

○厚生労働省令第百四十四号
 構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十号)の施行に伴い、厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二、三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二、三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

(厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

第一条 厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年厚生労働省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「別表第十九号」を「別表第二十三号」に改め、同条を第七条とする。

第四条の見出し中「第二十八条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同条中「第二十八条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「第二十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第二条第一項中「第二十六条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第二項中「第二十六条第二項各号」を「第三十条第二項各号」に改め、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

第二十条 法第十八条第五項の規定により行うことができる広告の方法及び内容に関する基準(昭和二十三年厚生省令第五十号)第四十二条の三各号に規定する広告の方法及び内容に関する基準に適合する

とともに、その内容が虚偽にわたつてはならないものとする。

(狂犬病予防法施行規則を適用する場合の該替え等)

第三条 法別表第十三号の市町村による狂犬病予防責任等事業についての狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年厚生省令第五十二号)の規定の適用については、同令第十四条中「法第六条第二

項」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第六十九号)第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同令第十五条中「法第六条第七項(法第十八条第二項)において適用する場合各号」とあるのは「法第六条第七項」と、同令別記様式第六中「監査記録簿」とあるのは「監査記録簿」とする。

2 前項の場合において、狂犬病予防法施行規則別記様式第一は、別記様式のとおりとする。附則の次に次の様式を加える。

表 面

別記様式(第三条第二項関係)

平成 年 月 日発行	狂犬病 予 防 員 の 証	氏 名 生年月日	所 属 庁	第 号	写 真 を は る
---------------	------------------	-------------	-------	-----	-----------

写真面及び

裏の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

この証票を携帯する者は、構造改革特別区域法第二十三条に規定する狂犬病予防法の特例として狂犬病予防員の事務を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

構造改革特別区域法抜粋

第二十三条 市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づき政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（昭和二十五年法律第百四十七号）第三条第一項に規定する狂犬病予防員（次項において「都道府県知事任命予防員」という。）の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには同法第六条第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一条に規定する事務（以下この条において「犬の抑留に係る事務」という。）を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、同法第三条第一項、第六条及び第二十一条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるものの中から狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。

2 狂犬病予防法第三條第二項、第六條、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、前項の規定により市町村の長の任命を受けた狂犬病予防員（次項において「市町村長任命予防員」という。）を都道府県知事任命予防員とみなす。この場合において、同法第六條第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三條第一項の規定により認定を受けた市町村（第五項及び第十項並びに第二十一条において「認定市町村」という。）の長」と、同法第五項及び第二十一条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、第六條第十項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、第二十一条中「当該都道府県」とあるのは「当該認定市町村」と読み替えるものとする。

3 (略)

狂犬病予防法抜粋

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めによりこれを提示しなければならない。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則
第二条（見出しを含む。）中「別表第十三号」を「別表第二十七号」に改める。

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項第二号の規定に基づき、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準を次のように定める。

平成十六年九月二十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準

（特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断に関する基準）

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第十八条第一項の規定により医療法（昭和二十三年法律第五十号）第七十条第一項の許可を受けて株式会社が開設する病院又は診療所（以下「株式会社開設病院等」という。）が高度医療のうち特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（以下この条において「高度画像診断」という。）を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いておくこと。
- 二 高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師一名以上を置いておくこと。
- 三 陽電子放射断層撮影装置その他高度画像診断を実施するために必要な設備（次号に規定するものを除く。）を備えていること。
- 四 高度画像診断に用いる放射性同位元素その他の高度画像診断を実施するために必要な物質（以下この号において「使用元素等」という。）を製造するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に使用元素等の供給を受けることができること。
- 五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

（骨髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療に関する基準）

第二条 株式会社開設病院等が高度医療のうち骨髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（以下この条において「高度再生医療」という。）を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度再生医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いておくこと。
- 二 幹細胞の分離、保存等を行う装置その他の高度再生医療を実施するために必要な設備（次号に規定するものを除く。）を備えていること。
- 三 高度再生医療に用いる細胞その他の高度再生医療を実施するために特に必要な物質（以下この号において「使用細胞等」という。）を培養若しくは製造するために必要な設備及び培養若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に使用細胞等の供給を受けることができること。

四 高度再生医療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いておくこと。

五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

第三条 株式会社開設病院等が高度医療のうち肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（以下この条において「高度遺伝子治療」という。）を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度遺伝子治療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いておくこと。
- 二 遺伝子を導入するための装置その他の高度遺伝子治療を実施するために必要な設備（次号に規定するものを除く。）を備えていること。
- 三 高度遺伝子治療に用いる遺伝子その他の高度遺伝子治療を実施するために特に必要な物質（以下この号において「使用遺伝子等」という。）を組換え若しくは製造するために必要な設備及び組換え若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に使用遺伝子等の供給を受けることができること。
- 四 高度遺伝子治療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いておくこと。
- 五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

（高度な技術を用いて行う美容外科医療に関する基準）

第四条 株式会社開設病院等が高度医療のうち高度な技術を用いて行う美容外科医療（以下この条において「高度美容外科医療」という。）を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度美容外科医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いておくこと。
- 二 無菌室、高度なレーザー照射装置その他の高度美容外科医療を実施するために必要な設備（次号に規定するものを除く。）を備えていること。
- 三 細胞その他の高度美容外科医療を実施するために特に必要な物質（以下この号において「使用物質」という。）を用いることを必要とする高度美容外科医療を行う場合にあつては、使用物質を培養若しくは製造するために必要な設備及び培養若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に使用物質の供給を受けることができること。
- 四 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

（提供精子による体外受精に関する基準）

第五条 株式会社開設病院等が高度医療のうち提供精子による体外受精（以下この条において「高度体外受精医療」という。）を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度体外受精医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いておくこと。
- 二 採卵室、移植室その他の高度体外受精医療を実施するために必要な施設を有すること。
- 三 無菌室、採卵室その他の高度体外受精医療を実施するために必要な設備を備えていること。
- 四 高度体外受精医療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いておくこと。
- 五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

附 則

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度な医療に関する指針を次のように定め、平成十六年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度な医療に関する指針

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療は、病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準が、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準（平成十六年厚生労働省令第百四十五号）に規定されている医療その他高度な技術を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断
- 二 脊髄損傷（せきずい）の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療
- 三 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療
- 四 高度な技術を用いて行う美容外科医療
- 五 提供精子による体外受精
- 六 その他前各号に掲げる医療に類する医療

7. 地域医療支援病院一覧

(平成23年1月25日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
1	北海道	函館市医師会病院	240	平成11年3月18日	南渡島医療圏
2	北海道	旭川赤十字病院	657	平成16年5月17日	上川中部医療圏
3	北海道	北見赤十字病院	680	平成17年4月28日	北網走圏
4	北海道	札幌社会保険総合病院	276	平成18年10月3日	札幌医療圏
5	北海道	KKR札幌医療センター斗南病院	243	平成22年8月30日	札幌医療圏
6	北海道	KKR札幌医療センター	450	平成22年8月30日	札幌医療圏
7	北海道	社会医療法人北斗 北斗病院	400	平成22年8月30日	十勝医療圏
8	青森県	八戸市立市民病院	584	平成14年11月29日	八戸医療圏
9	青森県	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	474	平成16年9月22日	八戸医療圏
10	岩手県	岩手県立中央病院	585	平成19年7月18日	盛岡医療圏
11	岩手県	岩手県立中部病院	434	平成22年9月28日	中部保健医療圏
12	宮城県	財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院	330	平成10年9月1日	仙台医療圏
13	宮城県	仙台厚生病院	383	平成14年11月14日	仙台医療圏
14	宮城県	みやぎ県南中核病院	300	平成16年11月19日	仙南医療圏
15	宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	696	平成17年11月25日	仙台医療圏
16	宮城県	宮城県立こども病院	160	平成18年11月15日	仙台医療圏
17	宮城県	東北厚生年金病院	466	平成18年11月15日	仙台医療圏
18	宮城県	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	357	平成19年12月25日	仙台医療圏
19	宮城県	石巻赤十字病院	392	平成20年5月23日	石巻医療圏
20	宮城県	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	553	平成21年11月24日	仙台医療圏
21	秋田県	秋田県成人病医療センター	127	平成12年2月23日	秋田周辺医療圏
22	秋田県	能代山本医師会病院	200	平成12年2月23日	能代・山本医療圏
23	山形県	山形市立病院済生館	585	平成15年11月25日	村山医療圏
24	山形県	鶴岡市立荘内病院	520	平成20年12月19日	庄内医療圏
25	福島県	財団法人竹田総合病院	1,097	平成14年2月22日	会津医療圏
26	福島県	労働者健康福祉機構福島労災病院	428	平成15年5月18日	いわき医療圏
27	福島県	財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	430	平成18年3月1日	県中医療圏
28	福島県	財団法人星総合病院	480	平成19年3月30日	県中医療圏
29	福島県	財団法人 大原総合病院	429	平成20年9月26日	県北医療圏
30	福島県	北福島医療センター(正式名:財団法人仁泉会医学研究所北福島医療センター)	226	平成21年9月8日	県北医療圏
31	福島県	いわき市立総合磐城共立病院	889	平成21年9月8日	いわき医療圏
32	茨城県	筑波メディカルセンター病院	409	平成11年3月25日	つくば医療圏
33	茨城県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	500	平成18年8月11日	水戸医療圏
34	茨城県	取手北相馬保健医療センター医師会病院	215	平成18年8月11日	取手・竜ヶ崎医療圏
35	茨城県	独立行政法人国立病院機構茨城東病院	428	平成19年7月13日	常陸太田・ひたちなか医療圏
36	茨城県	水戸済生会総合病院	513	平成20年5月30日	水戸医療圏
37	茨城県	独立行政法人国立病院機構 麗ヶ浦医療センター	250	平成20年5月30日	土浦医療圏
38	茨城県	総合病院取手協同病院	414	平成20年5月30日	取手・竜ヶ崎医療圏
39	栃木県	佐野医師会病院	153	平成12年3月24日	両毛医療圏
40	栃木県	大田原赤十字病院	556	平成18年12月14日	県北医療圏
41	栃木県	独立行政法人国立病院機構栃木病院	462	平成21年6月12日	県東・央保健医療圏
42	栃木県	栃木県済生会宇都宮病院	644	平成21年11月27日	県東・央保健医療圏
43	栃木県	下都賀総合病院	467	平成22年7月30日	県南保健医療圏
44	群馬県	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	255	平成11年6月1日	伊勢崎佐波医療圏
45	群馬県	前橋赤十字病院	592	平成13年12月27日	前橋医療圏
46	群馬県	独立行政法人国立病院機構高崎病院(2009.10.1独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センターに名称変更)	451	平成17年2月28日	高崎・安中医療圏
47	群馬県	医療法人社団日高会日高病院	259	平成17年4月1日	高崎・安中医療圏
48	群馬県	公立藤岡総合病院	395	平成18年4月1日	藤岡医療圏
49	群馬県	群馬県立心臓血管センター	240	平成19年10月25日	前橋医療圏
50	群馬県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部群馬県済生会前橋病院	337	平成21年3月31日	前橋医療圏
51	埼玉県	埼玉県立小児医療センター	300	平成10年10月1日	中央保健医療圏
52	埼玉県	社団法人東松山医師会病院	269	平成14年2月18日	比企保健医療圏
53	埼玉県	北里研究所メディカルセンター病院	440	平成15年7月29日	中央保健医療圏

54	埼玉県	医療法人財団石心会狭山病院	349	平成16年7月28日	西部第一保健医療圏
55	埼玉県	医療法人社幸会行田総合病院	408	平成16年11月5日	利根保健医療圏
56	埼玉県	社会福祉法人恩賜財団済生会埼玉県済生会栗橋病院	314	平成19年8月17日	利根保健医療圏
57	埼玉県	深谷赤十字病院	506	平成19年8月17日	大里保健医療圏
58	埼玉県	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	350	平成19年11月2日	西部第一保健医療圏
59	埼玉県	社会福祉法人恩賜財団済生会埼玉県済生会川口総合病院	400	平成20年8月29日	中央保健医療圏
60	埼玉県	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	319	平成21年1月30日	大里保健医療圏
61	千葉県	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	862	平成16年12月20日	安房医療圏
62	千葉県	千葉県こども病院	203	平成16年12月24日	千葉医療圏
63	千葉県	成田赤十字病院	719	平成18年8月30日	印旛山武医療圏
64	千葉県	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院	400	平成19年3月30日	市原保健医療圏
65	千葉県	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター	455	平成20年6月23日	千葉医療圏
66	千葉県	船橋市立医療センター	446	平成22年3月31日	東葛南部保健医療圏
67	千葉県	千葉県立佐原病院	241	平成23年1月25日	香取海匠保健医療圏
68	千葉県	国保直営総合病院君津中央病院	661	平成23年1月25日	君津保健医療圏
69	東京都	(財)東京都保健医療公社多摩南部地域病院	318	平成10年9月4日	南多摩医療圏
70	東京都	(財)東京都保健医療公社東部地域病院	313	平成10年9月4日	区東北部医療圏
71	東京都	医療法人財団河北総合病院	315	平成18年5月9日	区西部医療圏
72	東京都	日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	611	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
73	東京都	財団法人日本心臓血管研究振興会附属榊原記念病院	320	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
74	東京都	財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	344	平成18年5月9日	北多摩北部医療圏
75	東京都	国家公務員共済組合連合会立川病院	500	平成20年7月23日	北多摩西部医療圏
76	東京都	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	455	平成20年7月23日	北多摩西部医療圏
77	東京都	財団法人東京都保健医療公社荏原病院	506	平成18年4月1日	区南部医療圏
78	東京都	財団法人東京都保健医療公社大久保病院	304	平成16年4月1日	区西南部医療圏
79	東京都	社会福祉法人仁生社江戸川病院	368	平成21年10月30日	区東部医療圏
80	東京都	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院	400	平成22年8月25日	区南部医療圏
81	東京都	国家公務員共済組合連合会東京共済病院	380	平成22年8月25日	区西南部医療圏
82	東京都	独立行政法人国立病院機構東京医療センター	780	平成22年8月25日	区西南部医療圏
83	東京都	財団法人東京都保健医療公社豊島病院	472	平成22年8月25日	区西北部医療圏
84	東京都	公立昭和病院	518	平成22年8月25日	北多摩北部医療圏
85	神奈川県	藤沢市民病院	536	平成12年4月21日	湘南東部医療圏
86	神奈川県	恩賜財団済生会横浜市南部病院	500	平成15年9月29日	横浜南部医療圏
87	神奈川県	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	489	平成15年10月6日	湘南西部医療圏
88	神奈川県	神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	437	平成15年10月24日	相模原医療圏
89	神奈川県	国家公務員共済組合連合会総合病院横須賀共済病院	735	平成16年3月31日	横須賀・三浦医療圏
90	神奈川県	神奈川県立こども医療センター	419	平成16年11月8日	横浜南部医療圏
91	神奈川県	財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	410	平成16年11月8日	横浜西部医療圏
92	神奈川県	横須賀市立市民病院	482	平成18年9月21日	横須賀・三浦医療圏
93	神奈川県	横浜市立市民病院	650	平成18年9月22日	横浜西部医療圏
94	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院	610	平成18年9月27日	川崎南部医療圏
95	神奈川県	公立大学法人横浜国立大学附属市民総合医療センター	720	平成19年9月26日	横浜南部医療圏
96	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院	650	平成19年9月26日	横浜北部医療圏
97	神奈川県	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	552	平成19年9月26日	横浜西部医療圏
98	神奈川県	医療法人社団ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院	469	平成20年2月27日	県央医療圏
99	神奈川県	恩賜財団済生会横浜市東部病院	554	平成20年9月24日	横浜北部医療圏
100	神奈川県	神奈川県立循環器呼吸器病センター	239	平成20年9月24日	横浜南部医療圏
101	神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院	634	平成21年2月23日	横浜南部医療圏
102	神奈川県	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院	430	平成21年10月19日	横浜西部医療圏
103	神奈川県	横須賀市立うわまち病院	417	平成21年10月28日	横須賀・三浦医療圏
104	神奈川県	独立行政法人国立病院機構神奈川病院	370	平成21年10月21日	湘南西部医療圏
105	神奈川県	小田原市立病院	417	平成21年10月21日	県西医療圏
106	神奈川県	聖マリアンナ医科大学横浜西部病院	518	平成22年10月26日	横浜西部医療圏
107	神奈川県	菊名記念病院	218	平成22年10月26日	横浜西部医療圏
108	新潟県	済生会新潟第二病院	427	平成14年8月27日	新潟医療圏
109	新潟県	新潟市民病院	660	平成19年10月31日	新潟医療圏

110	新潟県	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院	361	平成20年5月14日	上越医療圏
111	新潟県	新潟県立新発田病院	478	平成20年5月14日	下越医療圏
112	新潟県	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院	300	平成21年7月29日	県央医療圏
113	新潟県	新潟県立中央病院	534	平成22年5月24日	上越医療圏
114	富山県	富山市立富山市民病院	626	平成20年10月3日	富山医療圏
115	富山県	富山県立中央病院	765	平成21年8月6日	富山医療圏
116	富山県	富山赤十字病院	435	平成22年8月26日	富山医療圏
117	石川県	独立行政法人国立病院機構金沢医療センター	650	平成20年4月1日	石川中央医療圏
118	福井県	福井県済生会病院	466	平成16年3月29日	福井・坂井医療圏
119	福井県	福井県立病院	1082	平成19年6月11日	福井・坂井医療圏
120	福井県	福井赤十字病院	616	平成19年6月11日	福井・坂井医療圏
121	福井県	医療法人福井心臓血圧センター福井循環器病院	199	平成21年3月31日	福井・坂井医療圏
122	長野県	社会医療法人慈泉会相澤病院	471	平成13年8月2日	松本医療圏
123	長野県	独立行政法人国立病院機構長野病院	416	平成14年11月14日	上小医療圏
124	長野県	諏訪赤十字病院	425	平成14年11月14日	諏訪医療圏
125	長野県	長野赤十字病院	655	平成15年8月5日	長野医療圏
126	長野県	飯田市立病院	403	平成16年7月30日	飯伊医療圏
127	長野県	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター松本病院	243	平成21年10月14日	松本医療圏
128	岐阜県	岐阜市民病院	609	平成19年2月9日	岐阜医療圏
129	岐阜県	社会医療法人厚生会 木沢記念病院	452	平成20年9月22日	中濃医療圏
130	岐阜県	岐阜県総合医療センター	590	平成22年4月1日	岐阜医療圏
131	岐阜県	岐阜赤十字病院	352	平成21年9月8日	岐阜医療圏
132	岐阜県	岐阜県立多治見病院	681	平成22年4月1日	東濃医療圏
133	静岡県	静岡県立こども病院	279	平成21年4月1日	静岡医療圏
134	静岡県	県西部浜松医療センター	606	平成13年2月23日	西部医療圏
135	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院	744	平成16年6月29日	西部医療圏
136	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院	874	平成16年6月29日	西部医療圏
137	静岡県	静岡市立静岡病院	506	平成18年9月21日	静岡医療圏
138	静岡県	静岡県立総合病院	720	平成21年4月1日	静岡医療圏
139	静岡県	沼津市立病院	500	平成20年7月8日	駿東田方医療圏
140	静岡県	浜松赤十字病院	312	平成21年9月18日	西部医療圏
141	静岡県	焼津市立総合病院	486	平成22年9月14日	志太柳原医療圏
142	静岡県	藤枝市立総合病院	594	平成22年9月14日	志太柳原医療圏
143	静岡県	静岡赤十字病院	517	平成22年9月16日	静岡医療圏
144	静岡県	静岡済生会総合病院	666	平成22年9月16日	静岡医療圏
145	静岡県	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院	312	平成22年9月17日	西部医療圏
146	愛知県	名古屋第二赤十字病院	812	平成17年9月30日	名古屋医療圏
147	愛知県	名古屋第一赤十字病院	852	平成18年9月29日	名古屋医療圏
148	愛知県	名古屋共立病院	156	平成18年9月29日	名古屋医療圏
149	愛知県	社会保険中京病院	683	平成18年9月29日	名古屋医療圏
150	愛知県	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	804	平成19年9月26日	名古屋医療圏
151	愛知県	名古屋掖済会病院	662	平成19年9月26日	名古屋医療圏
152	愛知県	愛知県立循環器呼吸器病センター	286	平成19年10月1日	尾張西部医療圏
153	愛知県	名古屋記念病院	464	平成21年3月25日	名古屋医療圏
154	愛知県	岡崎市民病院	650	平成21年9月11日	西三河南部医療圏
155	愛知県	愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院	717	平成22年9月27日	西三河南部医療圏
156	三重県	厚生連鈴鹿中央総合病院	460	平成16年3月8日	北勢保健医療圏
157	三重県	厚生連松坂中央総合病院	440	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
158	三重県	山田赤十字病院	655	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
159	三重県	恩賜財団済生会松阪総合病院	430	平成21年7月14日	南勢志摩医療圏
160	三重県	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	500	平成22年8月26日	中勢伊賀医療圏
161	滋賀県	大津赤十字病院	824	平成15年6月26日	大津保健医療圏
162	滋賀県	大津市民病院	506	平成15年6月26日	大津保健医療圏
163	滋賀県	済生会滋賀県病院	393	平成21年6月17日	湖南保健医療圏
164	滋賀県	長浜赤十字病院	549	平成21年6月17日	湖北保健医療圏
165	滋賀県	近江八幡市立総合医療センター	407	平成21年6月17日	東近江保健医療圏

166	京都府	京都第二赤十字病院	680	平成18年4月1日	京都・乙訓医療圏
167	京都府	京都第一赤十字病院	745	平成18年12月27日	京都・乙訓医療圏
168	京都府	武田病院	300	平成18年12月27日	京都・乙訓医療圏
169	京都府	京都府立与謝の海病院	295	平成18年12月27日	丹後医療圏
170	京都府	独立行政法人国立病院機構京都医療センター	600	平成20年8月19日	京都・乙訓医療圏
171	京都府	済生会京都府病院	350	平成20年8月19日	京都・乙訓医療圏
172	京都府	独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター	550	平成20年8月19日	中丹医療圏
173	京都府	京都市立病院	548	平成21年9月1日	京都・乙訓医療圏
174	大阪府	医)橋会東住吉森本病院	329	平成15年2月28日	大阪市医療圏
175	大阪府	社医)ベガス馬場記念病院	392	平成15年2月28日	堺市医療圏
176	大阪府	ペルランド 総合病院	522	平成20年11月21日	堺市医療圏
177	大阪府	社医)愛仁会高槻病院	477	平成17年12月28日	三島医療圏
178	大阪府	宗)在日本南ブレヒ アリアマツン淀川ササキ教病院	487	平成17年12月28日	大阪市医療圏
179	大阪府	医療法人若弘会若草第一病院	230	平成18年12月28日	中河内医療圏
180	大阪府	厚生年金事業振興団大阪厚生年金病院	565	平成19年12月28日	大阪市医療圏
181	大阪府	府中病院	380	平成19年12月28日	泉州医療圏
182	大阪府	社団法人全国社会保険協会連合会星ヶ丘厚生年金病院	580	平成19年12月28日	北河内医療圏
183	大阪府	医療法人仙養会 北摂総合病院	217	平成20年11月21日	三島医療圏
184	大阪府	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立急性期・総合医療センター	768	平成20年11月21日	大阪市医療圏
185	大阪府	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	698	平成20年11月21日	大阪市医療圏
186	大阪府	独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター	520	平成20年11月21日	南河内医療圏
187	大阪府	市立池田病院	364	平成21年11月30日	豊能医療圏
188	大阪府	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田病院	500	平成21年11月30日	豊能医療圏
189	大阪府	松下記念病院	359	平成21年11月30日	北河内医療圏
190	大阪府	大阪赤十字病院	1021	平成21年11月30日	大阪市医療圏
191	大阪府	大阪府立総合医療センター	1063	平成21年11月30日	大阪市医療圏
192	大阪府	財団法人田附興風会医学研究所北野病院	707	平成21年11月30日	大阪市医療圏
193	大阪府	箕面市立病院	317	平成22年11月19日	豊能医療圏
194	大阪府	大阪府立豊中病院	599	平成22年11月19日	豊能医療圏
195	大阪府	財団法人大阪府警察協会 大阪警察病院	580	平成22年11月19日	大阪市医療圏
196	大阪府	岸和田市立岸和田市民病院	400	平成22年11月19日	泉州医療圏
197	兵庫県	兵庫県立淡路病院	452	平成13年10月22日	淡路医療圏
198	兵庫県	神戸赤十字病院	310	平成19年3月27日	神戸医療圏
199	兵庫県	社団法人明石医師会立明石医療センター	247	平成21年3月18日	東播磨医療圏
200	兵庫県	神戸市立医療センター中央市民病院	912	平成21年12月16日	神戸医療圏
201	兵庫県	兵庫県立こども病院	290	平成21年12月16日	神戸医療圏
202	兵庫県	兵庫県立西宮病院	400	平成21年12月16日	阪神南医療圏
203	兵庫県	兵庫県立尼崎病院	500	平成21年12月16日	阪神南医療圏
204	兵庫県	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院	642	平成21年12月16日	阪神南医療圏
205	和歌山県	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	303	平成16年5月24日	和歌山医療圏
206	和歌山県	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	375	平成18年6月12日	御坊医療圏
207	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	865	平成18年12月13日	和歌山医療圏
208	和歌山県	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	316	平成19年6月7日	田辺医療圏
209	鳥取県	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	383	平成20年7月15日	西部医療圏
210	鳥取県	鳥取赤十字病院	438	平成20年7月15日	東部医療圏
211	鳥取県	鳥取県立中央病院	431	平成21年7月28日	東部医療圏
212	鳥取県	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	250	平成22年8月18日	西部医療圏
213	鳥取県	益田地域医療センター医師会病院	343	平成10年10月30日	益田医療圏
214	鳥取県	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	354	平成21年10月27日	浜田医療圏
215	鳥取県	松江赤十字病院	730	平成21年10月27日	松江医療圏
216	鳥取県	益田赤十字病院	327	平成19年8月7日	益田医療圏
217	岡山県	岡山中央病院	162	平成13年3月30日	県南東部医療圏
218	岡山県	赤磐医師会病院	196	平成16年7月1日	県南東部医療圏
219	岡山県	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター	580	平成19年10月2日	県南東部医療圏
220	岡山県	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院	418	平成19年10月2日	県南東部医療圏
221	岡山県	心臓病センター榊原病院	243	平成19年10月2日	県南東部医療圏

222	岡山県	倉敷中央病院	1135	平成20年6月5日	県南西部医療圏
223	広島県	呉市医師会病院	207	平成11年11月17日	呉医療圏
224	広島県	三原市医師会病院	200	平成11年11月17日	尾三医療圏
225	広島県	厚生連広島総合病院	570	平成16年8月12日	広島西医療圏
226	広島県	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	410	平成18年8月31日	福山・府中医療圏
227	広島県	広島赤十字・原爆病院	566	平成18年8月27日	広島医療圏
228	広島県	県立広島病院	717	平成17年12月27日	広島医療圏
229	広島県	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	710	平成17年8月17日	呉医療圏
230	広島県	東広島市立市民病院	370	平成20年12月20日	尾三医療圏
231	広島県	厚生連広島総合病院	462	平成16年8月12日	広島西医療圏
232	広島県	広島市立広島市民病院	743	平成20年6月11日	広島西医療圏
233	広島県	広島市立安佐市民病院	527	平成20年9月11日	広島西医療圏
234	広島県	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	410	平成20年9月11日	呉医療圏
235	広島県	国公務員共済組合連合会 広島記念病院	250	平成21年2月13日	広島医療圏
236	広島県	国公務員共済組合連合会 呉共済病院	440	平成21年8月12日	呉医療圏
237	広島県	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	481	平成21年8月12日	広島中央医療圏
238	広島県	福山市民病院	400	平成21年8月12日	福山・府中医療圏
239	山口県	岩国市医療センター医師会病院	201	平成10年12月21日	岩国医療圏
240	山口県	徳山医師会病院	391	平成13年12月3日	周南医療圏
241	山口県	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	580	平成20年4月30日	岩国医療圏
242	山口県	独立行政法人労働者健康福祉機構 山口労災病院	313	平成21年4月30日	宇部・小野田医療圏
243	徳島県	徳島赤十字病院	405	平成13年10月1日	南部Ⅰ医療圏
244	徳島県	阿南医師会中央病院	240	平成13年10月1日	南部Ⅰ医療圏
245	徳島県	徳島県立中央病院	500	平成18年3月6日	東部Ⅰ医療圏
246	徳島県	麻植協同病院	323	平成22年11月1日	東部Ⅱ医療圏
247	徳島県	徳島市民病院	339	平成20年11月27日	東部Ⅰ医療圏
248	香川県	医療法人財団大樹会総合病院回生病院	402	平成18年7月25日	中讃保健医療圏
249	香川県	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院	394	平成19年7月24日	中讃保健医療圏
250	香川県	高松赤十字病院	589	平成19年11月22日	高松保健医療圏
251	香川県	香川県立中央病院	631	平成22年7月29日	高松保健医療圏
252	愛媛県	喜多医師会病院	215	平成11年8月11日	八幡浜・大洲医療圏
253	愛媛県	松山赤十字病院	745	平成17年5月23日	松山医療圏
254	愛媛県	松山県立中央病院	864	平成22年10月29日	松山医療圏
255	高知県	社会医療法人近森会 近森病院	338	平成15年2月26日	中央医療圏
256	高知県	高知赤十字病院	482	平成17年8月16日	中央医療圏
257	高知県	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	632	平成19年4月25日	中央医療圏
258	福岡県	宗像医師会病院	164	平成12年3月31日	宗像医療圏
259	福岡県	朝倉医師会病院	300	平成12年3月31日	朝倉医療圏
260	福岡県	糸島医師会病院	150	平成15年3月13日	福岡・糸島医療圏
261	福岡県	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	700	平成16年2月27日	福岡・糸島医療圏
262	福岡県	社会保険小倉記念病院	658	平成17年4月1日	北九州療内医療圏
263	福岡県	新日鐵八幡記念病院	453	平成17年4月1日	北九州療内医療圏
264	福岡県	戸畑共立病院	199	平成17年4月1日	北九州療内医療圏
265	福岡県	飯塚病院	1116	平成17年4月1日	飯塚療内医療圏
266	福岡県	公立学校共済組合九州中央病院	330	平成18年4月1日	福岡・糸島医療圏
267	福岡県	福岡市立こども病院・感染症センター	214	平成19年9月1日	福岡・糸島医療圏
268	福岡県	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	591	平成19年4月19日	粕屋医療圏
269	福岡県	福岡大学筑紫病院	345	平成19年4月19日	筑紫医療圏
270	福岡県	九州厚生年金病院	575	平成19年4月19日	北九州医療圏
271	福岡県	独立行政法人国立病院機構小倉病院(2008.10.1独立行政法人国立病院機構小倉医療センターへ名称変更)	400	平成20年4月1日	北九州医療圏
272	福岡県	医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	600	平成20年4月1日	筑紫医療圏
273	福岡県	聖マリア病院	1354	平成20年4月1日	久留米医療圏
274	福岡県	国公務員共済組合連合会浜の町病院	520	平成21年4月1日	福岡・糸島医療圏
275	福岡県	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院	535	平成21年4月1日	北九州医療圏
276	福岡県	財団法人健和金健和金大手町病院	638	平成21年4月1日	北九州医療圏
277	福岡県	医療法人天神会新古賀病院	202	平成22年4月1日	久留米医療圏

278	福岡県	新行橋病院	246	平成22年4月1日	京築医療圏
279	福岡県	福岡県済生会福岡総合病院	380	平成22年4月1日	福岡・糸島医療圏
280	佐賀県	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	424	平成18年10月31日	南部保健医療圏
281	佐賀県	唐津赤十字病院	337	平成19年7月31日	北部保健医療圏
282	佐賀県	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館	541	平成22年4月1日	中部保健医療圏
283	佐賀県	独立行政法人国立病院機構東佐賀病院	414	平成22年11月16日	東部保健医療圏
284	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	650	平成15年3月25日	県央医療圏
285	長崎県	長崎県島原病院	330	平成16年4月22日	県南医療圏
286	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター	254	平成16年6月15日	県央医療圏
287	長崎県	長崎市立市民病院	414	平成17年10月1日	長崎医療圏
288	長崎県	医療法人白十字会佐世保中央病院	312	平成20年2月22日	佐世保医療圏
289	長崎県	健康保険諫早総合病院	333	平成20年10月22日	県央医療圏
290	長崎県	佐世保市立総合病院	594	平成22年2月23日	佐世保医療圏
291	長崎県	社会福祉法人恩賜財団済生会長崎県済生会支部済生会長崎病院	205	平成22年10月19日	長崎医療圏
292	熊本県	天草地域医療センター	210	平成11年3月29日	天草医療圏
293	熊本県	熊本地域医療センター	227	平成12年7月28日	熊本医療圏
294	熊本県	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	550	平成14年3月28日	熊本医療圏
295	熊本県	健康保険人吉総合病院	274	平成17年10月12日	球磨医療圏
296	熊本県	社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院	400	平成18年12月27日	熊本医療圏
297	熊本県	熊本労災病院	410	平成20年1月21日	八代医療圏
298	熊本県	荒尾市民病院	274	平成21年7月28日	有明医療圏
299	熊本県	熊本赤十字病院	480	平成22年11月4日	熊本医療圏
300	熊本県	山鹿市立病院	201	平成22年11月4日	鹿本医療圏
301	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	385	平成10年12月25日	中部医療圏
302	大分県	臼杵市医師会立コスモス病院	202	平成12年7月1日	中部医療圏
303	大分県	医療法人敬和会大分岡病院	231	平成18年10月5日	中部医療圏
304	大分県	独立行政法人国立病院機構別府医療センター	550	平成18年10月5日	東部医療圏
305	大分県	大分県立病院	582	平成21年4月28日	中部医療圏
306	大分県	独立行政法人国立病院機構大分医療センター	300	平成21年10月28日	中部医療圏
307	宮崎県	宮崎市郡医師会病院	248	平成10年12月1日	宮崎東諸県医療圏
308	宮崎県	都城市郡医師会病院	166	平成13年1月10日	都城北諸県医療圏
309	宮崎県	県立延岡病院	460	平成18年11月28日	北部医療圏
310	宮崎県	宮崎社会保険病院(2009.1.1社会保険宮崎江南病院へ名称変更)	269	平成18年11月28日	宮崎東諸県医療圏
311	宮崎県	独立行政法人国立病院機構都城病院	307	平成21年3月27日	都城北諸県医療圏
312	鹿児島県	鹿児島市医師会病院	255	平成10年10月27日	鹿児島医療圏
313	鹿児島県	川内市医師会立市民病院	220	平成11年1月31日	川薩医療圏
314	鹿児島県	出水郡医師会立阿久根市民病院	261	平成17年8月25日	出水医療圏
315	鹿児島県	霧島市医師会医療センター	254	平成18年2月28日	始良医療圏
316	鹿児島県	肝属郡医師会立病院	213	平成17年8月25日	肝属医療圏
317	鹿児島県	曾於郡医師会立病院	203	平成19年8月25日	曾於医療圏
318	鹿児島県	南風病院	338	平成17年8月25日	鹿児島医療圏
319	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター	370	平成18年2月28日	鹿児島医療圏
320	鹿児島県	県民健康プラザ鹿屋医療センター	186	平成18年9月12日	肝属医療圏
321	鹿児島県	県立大島病院	400	平成19年8月31日	大島医療圏
322	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構指宿病院	271	平成20年3月25日	南薩医療圏
323	鹿児島県	県立薩南病院	175	平成21年3月31日	南薩医療圏
324	沖縄県	医療法人仁愛会浦添総合病院	302	平成13年6月26日	南部保健医療圏
325	沖縄県	医療法人敬愛会中頭病院	326	平成16年11月18日	中部保健医療圏
326	沖縄県	沖縄県立中部病院	550	平成17年2月14日	中部保健医療圏
327	沖縄県	(社)北部地区医師会病院	236	平成17年8月30日	北部保健医療圏
328	沖縄県	医療法人友愛会豊見城中央病院	356	平成18年9月4日	南部保健医療圏
329	沖縄県	医療法人かりゆし会ハートライフ病院	300	平成19年10月5日	中部保健医療圏
330	沖縄県	地方独立行政法人那覇市立病院	470	平成22年10月12日	南部保健医療圏